

熊本大学法学会発行

熊本法学 第三十一号（一九八一年十二月）抜刷

レークス・バユワリオールムにおける「保障手続」(I)

——フランク時代動産不動産訴訟法の一考察——

若曾根 健治

レークス・バユワリオールムにおける「保障手続」(1)

— フランク時代動産不動産訴訟法の一考察 —

若曾根健治

- 一 緒言
- 二 「主たる手続」(以上本号)
- 三 「第二」の手続
- 四 結語

1

一 フランク時代訴訟法の研究は、フランク時代法研究史の上で、とりわけ、これまでに大きな成果をあげてきている分野である。⁽¹⁾しかし、今、その永い研究史を振り返ってみると、そこには様様の問題がかくされているのに気がつく。その一つが、レーケス・バユワリオールム第十六章第十一、十二、十七条における《firmare》⁽²⁾の問題である。本稿ではこれを取り上げてみたい。

L. Bai. は、周知のように、その諸箇条の数多くが、レークス・アラマンノールム、西ゴート法典、ロタリー王法

典、レークス・サリカなどの範本諸法典に出来する注典である。このために、L. Bai. は「その編纂當時現行のバイエルン部族法の成文化といふがどき性格のものとは余程異なる」「特殊の性格を有するもの」と見られてゐるのである。しかるに、第十六章（「亮賢に付」）中《firmare》にかかる第十二条ないし第十五条、および第十七条は「シユヴァント刊本におけるテクスト欄外の範本紹介から分かるように、範本法典に出来せず、この意味で L. Bai. にねける貴重な箇条のひとつなのである。したがつて、それらは、少なくとも現段階の範本研究から見れば、編纂時（十四二年）以前のバイエルンの現行法を示すものである。さらに、同じような性格をもつものが、第十七章（「証人と彼等の事件について」）の全四箇条である。《firmare》を問題とするについては、この第十七章（とりわけこの第二条）をも参照せねばならないのである。かくして、われわれは右両章（XVI, XVII）諸箇条を通じて、八世紀前期以前バイエルンにおける固有法の一斑を垣間見ることができよう。

ここで研究史を見ておきたい。L. Bai. の如き《firmare》の問題は、古く H. ジーゲル『ドイツ裁判手続史』第一巻（一八五八）によつて紹介せられ、以後、J. メルケル、A. ホイスラー、W. ハイス、R. レーニンク、S. リーツラー、P. ロンデン、H. G. ゲングラーツ、H. ブルンナー、R. ヒュブナー、E. ラーベル、H. マイア、A. シュルツ、F. ダーベ、O. ギルケ、F. ギリスなどがこれを取り上げ、そして比較的近時の研究は、H. ブルンナー『ドイツ法制史』第二巻第二版（一九一八）における校訂者フラン・シユヴァニーンの所論である。現在このブルンナーおよびシユヴァニーンの見解が通説をなすものである。これ以後の歐文文献は、皆見のかぎり見当らぬようである。わが国における研究としては、田島順氏、世良晃志郎氏の所論が知られる。このうち世良氏のが、およそ《firmare》研究史上では最も最近時のものと思われる。世良氏の所論は後に詳しく見る通りであるが、こゝでは、岡氏が《firmare》の問題は「未だ完全には解明されてゐないやうな現状」と指摘せられたのを紹介するに止める。

以上諸研究には共通するところが、《firmare》上に於て、断片的個別の言及はなされてゐるもの、その全体

像を画へとこへる心は詮れ行なわれておらぬ、このひが、本稿を草する直接の契機とはいたのである。

—— ふりかへ、**firmare** はさむのやうな意味の語根であるつか。**firmare** は体はフランク時代から古世盛期にかひて、様様な意味で用いられた言葉であるが、ふりかへ L. Bai. 時代のベニスルノ法における用語例が問題だおほ。この点どいが、かど L. Bai. XVI, 17, 2 にて **vestita est illius manu, cui tradidi, et firmare volo cum lege** と見えどいが、これが直ぐちかゆもつて、**firmare** は物権の移転に関するおほい言葉のやうだねる。そこで、テオドール・カミラーラウフ編『フライシンク同教聖堂寄進文書集』第一卷(七四四一九一六年) によれば、寄進文書に知られ **firmare** (エーベサ<confirmare>) の使用例を探しむるに、これが **firmare** やむにやう者が(a) 寄進者側の場合 (b) やうだばこ場合とに分かれ。また (b) の場合であつて、(b) の場合は、(a) の場合である、おもふせ、**firmare** や、われを行なう者が大公、証人、寄進文書作製者であるを問はず、寄進の行為そのもの、おもふせ、やくに離れて作成された寄進文書の「確認をなす」と意味した。次に (a) の場合である。ふりかへ **firmare** やむにやう者が (イ) 寄進者自身の場合 (ロ) 寄進者の血族の場合とに分かれ。また (ロ) にてふりやむ。ふりでは **firmare** や、寄進者の行なう寄進の行為にて、「同意をなす」と意味した。次に (イ) の場合にねむ。ふりかへ **firmare** は大きく三様の意味を有した。第一は右 (b) に同じである。第二は目的物の「占有の引渡をなす」 (investire) 」であつた。⁽³⁾ 第三は、一口行なわれた占有移転 (investitura) を改めて「確実・強固なものとなす」 (stabilire) 」であつた。そして、われわれの**firmare** や、この第三の意味すなわち占有の移転を改めて確実・強固なものとするに繋がる言葉なのである。⁽⁴⁾ これは以下に表記あるのと、**firmare** = **securitatem dare [vel per se, vel per fiduciarios]**⁽⁵⁾ 、すなは「保障をなす」心した。これはまた、世襲田の點確立整へるのである。⁽⁶⁾ ところが**firmare** は関係する一連の手続や、やる名稱形**firmatio** に因み、**Firmationsverfahren** (トキハナーリヤリバ皆矣) がわね「保證手續」やし、また、「保證手續」のエド**firmare** のみ

にかかる個別の手続を、"Firmation" すなわち「保障」の手続と呼びたい。

では、「保障手続」(セーフティ)の一部としての「保障」の手続とは一体どのような手続か。これについては、実は既に、世良氏が簡潔明快に述べられたものがあり、そこでこれを紹介することで、ひとまず責をふさぎたい。それは次の通りである。

「甲が奴隸またはその他の物を乙に売った。しかるにこの奴隸またはその他の物の眞の所有者と称する丙が現われて、売買の目的物の返還を請求した。この場合、甲は丙に対抗して乙のために保障 (firmatio) を行はねばならず、乙は甲を連れて来て保障を行はせる(〔第十六章〕第十七条〔第一・二項〕)。保障の文言は第十一条・第十四条に規定がある。甲が保障を行はないときは、甲は乙に対して賠償義務を負ふ(第十二条)。甲は直ちに保障を行つてもよいし、三日・五日または七日後に行つてもよい。保障の方式は引渡しの方式と同一であり、引渡しの手続をくり返すことによって行はれる(第十七条〔第三項〕)。保障が行はれると、乙の所有権は不動のものとなり(第十二条第二項)、甲と丙との間の争ひは決闘または宣誓によつて決着されることになる(第十七条〔第四・五項〕)」。

この紹介からすると、「保障手続」はアネファンゲ手続に類似の動産恢復手続であったことが分かる。しかし「保障手続」は後述のように動産のみならず不動産にも関係したところから、それは、動産不動産恢復手続のひとつであつことになる。こうしてわれわれは、バイエルン法の「保障手続」を通して、フランク時代動産不動産訴訟法のひとつ形態を明らかにできるのである。しかし「保障手続」が示すところのものは、ひとり訴訟法の分野にかかるのみならず、動産不動産所有権の変動をめぐる物権法、権利の瑕疵についての責任(追奪担保責任)をめぐる売買法の諸分野にもかかるものである⁽³⁹⁾。「保障手続」の十分な解明は、これらおのおのの分野からの研究を俟つてはじめて達成されるところであるが、本稿はこのうち、とくに訴訟法の観点から問題を考えてみようとするものである。

三 さて世良氏は、「保障手続」を右のように紹介せられ、次いで二つの問題を提起せられたのである。すなわち

(一) 「甲が保障を行つた後に証拠手続において丙に敗れた場合（第十七条第四・五項）、乙は目的物を丙に返還するに必要するかどうか」、ヤコヒ（ii）「丙の乙に対する訴はいかなる性質のものであるか」の二つである。」のうち(ii)については氏は、メルケル、ブルンナー、マイア、シュルツ、フォン・ニュヴェリーンの諸見解を取り上げ、丙の訴えを、アネファンゲの訴え（盜訴訟）とする立場、所有権に基づく返還請求の訴えとする立場を紹介せられた上で、いずれにも難点があることを指摘せられた。但し氏自身の見解は慎重にもこれを提示せられなかつた。当面重要なのは(i)である。これは乙の返還義務をめぐる問題であるが、これについては氏はつきりと、乙には返還義務はないとせられたのである。ところでの問題は、L. Bai. XVI. 11. 2 の解釈に關係していた。すなわち氏は、乙に返還の義務ありとするメルケルの見解を斥け、返還の義務なしとする通説（シーゲル、ブルンナー、マイア、フォン・ニュヴェリーン）にしたがい、XVI. 11. 2 を次の如く邦訳せられたのである。

「しかし（彼[甲]）が保障したときは、原告[丙]の戦士が勝ちたとき〔シカゴとも〕、彼[甲]が保障を与えたる者[N]から〔売買の目的物を〕取り戻すことを得ず、但しやの者[N]が欲したるときはこの限りにあらず」

じのように XVI. 11. 2 を邦訳せられることだ。世良氏は、既述の如く「保障が行はれる」と、乙の所有権は不動の「の」になつた、と解釈せられたのである。

四 ついで、右世良氏によつて参照せられた L. Bai. XVI. おうち、まず XVI. 11. 14 は主として動産（「奴隸」・「役畜」ないし家畜、「服装具」（=製造品）、「家屋」^(S)）・次に XVI. 17 は主として不動産（「世襲財産」としての「土地」・「森林」）・最後に XVI. 12 は動産・不動産双方にかかわつたのであるが、右に紹介してきた世良氏の見解は、あたかも、これら動産・不動産との間に「保障手続」に何らの差違をも認めず、この意味で、「保障手続」を統一的に捉えようとするの如くである。実際は、しかし、そうではないのである。というのは氏は XVI. 17 について、ブルンナーおよびフォン・ニュヴェリーン（通説）に依拠せられ次のように指摘せられたからである。「売買

の目的物が不動産である場合には、甲が決闘において丙に敗れたときは、乙は丙にその土地を返還しなくてはならない。この点目的物が動産である場合と異なる⁽¹⁾。したがつてこれにしたがえば、「保障が行はれると、乙の所有権は不動のもの」になつたのは、もっぱら動産についてあてはまつたに過ぎない。しかしながら世良氏や通説のように、動産と不動産とで「保障手続」に相違を認めようとするのは、果して「保障手続」を正しく理解することになるのであるうか。甲が乙のために「保障」を行なつた後でも「証拠手続」如何で、乙は目的物の返還を義務づけられることがあつたのであるうか。この問題は、「保障手続」をめぐる中心的問題の一つであり、同時に「保障手続」全体の理解にかかる問題である。したがつて、動産・不動産の相違によって「保障手続」が影響を受けたかどうかの問題も決して度ろにできない問題と思われるるのである。

五 右問題は、「保障手続」の全体像を画くことではじめて解決できる性格のものであろう。しかも「保障手続」の全体像を画くということは先述の如く、これまで殆ど行なわれてこなかつたものなのである。そこでこの観点から本稿は、「保障手続」を「主たる手続」と、「第二の手続」（世良氏指摘の「証拠手続」）とに分けて考察する。「主たる手続」は、世良氏の例でいえば右乙丙、甲乙、甲丙間の三手続を含む。これに対し「第二の手続」は甲丙間の手続である。以下では、二、三で画手続の構造をテクストに即して明らかにし、四で「保障手続」全体の性格を考えてみたく、そしてこの四では、世良氏提起の右記（ii）の問題をも取り上げねばならないであろう。⁽⁴²⁾

ツウルヘタ盤代ヒキナヒ等の事件等が、今だなねえ」 Heinrich Brunner. Deutsche Rechtsgeschichte, Bd. II, 1892
Zweiter Teil (Rechtsgang) S. 327—535. フルハルヒ等の事件 H. Brunner-Cl. Frhrn. von Schwerin. Deutsche
Rechtsgeschichte, Bd. II, 2. Aufl., 1928. Zweiter Teil (Rechtsgang), S. 435—702 以上は専門的知識を必要とする事
滿洲に現れる事件等が、日本に現れる事等へ格子マカルな叙述が、断續の甚大な文献群である。われわれ讀者には

事や二年十数年のおおむ、ハラハタ時代は依然としていまだ少なかれぬが、この現状は、
その原因は、たゞ、税金の実征はおたうに、總計（税）と並んで審議せらる。

(～) (Lex Baiuvariorum (Baiuvariorum) XVI, 11, 1) Et si mancipium alioquin si dicit : 'Istum mancipium ego
comprehendi extra terminum ubi dux exercitum duxit' ; et alibi : 'Dux illum per debitam et iustum culpan
tulit et mihi licenter tradidit ; reliqua ornamenta : quod mancipii mei ex propria mea materia laboraverunt
et fecerunt' aut 'fabri', huiusmodi si fuerit, 'properca tradidi et firmabo. Si haec defuerint, in supradictis
rebus nullatenus potest firmare.'

(L. Bai. XVI, 11, 2) Si autem firmaverit, non potest ab eo cui firmavit, nisi ipse voluerit, retrahere, si
campio quaesitoris vicerit.

(XVI, 12) Si firmare promiserit emptori, id est suirori, et non potuerit per haec verba veraciter, ut supra
diximus, et constitutum ruperit : tunc pretium reddat et talem terram aut speciem qualem se firmare
policebat, restituat sine mora, eo quod valde reprehensibilis est res alterius dare, quia aliquotiens exinde
scandala nascantur.

(XVI, 17, 1) De his qui propriam alodium vendunt vel quascumque res et ab emptore alter abstrahere
voluerit et sibi sociare in patrimonium. Tunc dicat emptor ad venditorem : 'Terram' aut quaecumque fuerit
res, 'abstrahere mihi vult vicinus meus' aut quis fuerit. Et iste respondit : 'Ego quod tibi donavi cum
lege integra et verbis testificatione firmare volo'. Super VII noctes fiat constitutum.

(XVI, 17, 2) Si dicit cum utrisque utraeque partes convenient : 'Cur invadere conaris territorium, quam
ego iuste iure hereditatis domavi?' Et ille alius contra : 'Cur meum donare debuisti, quod mei antecessores
antea tenuerunt?' Iste vero dicit : 'Non ita sed mei antecessores tenuerunt et mihi in alodium reliquerunt, et

vestita est illius manu, cui tradi, et *firmare* volo cum *lege*'.

(XVI. 17. 3) Si statim voluerit. liberam habet potestatem ; sin autem postea, super III dies aut V aut certe VII ea ratione *firmet*. Per III angulos campi aut designatis terminis per haec verba tollat de ipsa terra vel aratum circumducatur vel de herbis aut rannis, silva si fuerit : 'Ego tibi traxi et legitime *firmabo*'. Per ternas vices dicat haec verba et cum dextera manu tradat, cum sinistra vero porrigit wadium huic, qui de terra ipsa eum mallet per haec verba : 'Ecce wadium tibi do, quod tuam terram alteri non do legem faciendi. Tunc ille alter suscipiat wadium et donet illud vicecessoribus istius ad legem faciendum.

(XVI, 17, 4) Si causa fuerit inter illos pugnae, dicat ille qui wadium suscepit : 'Inuste territorium meum ateri *fimasti*, id est farsuirotos, ipsum mihi debes reddere et cum XII sol. conponere.' Tunc spondeat pugna duorum et ad dei pertineat iudicium.

(XVI, 17, 5) Si autem, cum sacramento se defendat, id est cum XII, quod suam terram imuste non firmaret alteri, nec sua dicione restituere deberetur nec cum XII solidos conponere. (MGH, Legum Sectione I. Legum Nationvm Germanicarvm Tomi V. Pars II. Lex Baiwariorvm, ed. E. v. Schwind, 1926, p. 439f., 442 ff.)

(3) 世間騒動論「ラクス・バヨリオールム研究」『ペイロルノ学説法典』(一九五二、復刊一九七七)一一九頁。
 (4) H. Siems, Lex Baiuvariorum, in : Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, 16 (1978), Sp.

L. Bai, XVI, 2-10 (ムラガエ2-8) K. Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte. I, 1972, S. 99-100; トマス・カーラー, K. A. Eckhardt (ed.), Die Gesetze des Karolingerreiches, II (Germanenrechte 2 II, 1934), S. 154-6 トマス・カーラー, Codex Euriicianus (um 475) 286, 287, 289-294, 297 (ムラガエ475) 286-287, 289-293 トマス・カーラー, Kroeschell, a. a. O., S. 34-5 トマス・カーラー, XVI, 9 の所に現れる「ムラガエ」の語は、ムラガエの呼称である。

(5) L. Bai. の成り事情はつこく、Kroeschel, a. a. O., S. 32 の簡潔な指摘を見よ。なほ、H. Siens, a. a. O., Sp. 1890 にも述べ、L. Bai. は太公 Odilo (736-48) と Huchert (725-35) の時代に成立し、これが、成立年代をめぐる諸の共通點解釈などによく一致する。

(6) 世良、前掲書、四五頁註(一) 參照。

世良氏はこの第二条（全六項）を「ゲルマン訴訟法における弁護手続の典型的な構造」を下すもののひとつとせられた（前掲書、三三二頁註（三一））。

指叢三二

ルギルス・周知のものにて、ベイナンは、L. Bai. I, 1, 2 および VII の Novellen (歴史) にじぶんを教皇のイエシアチ
トマスの御子として、即ち成神した Childebert II. (555-95) や西ローマ皇帝 Chlotar II. (584-622) 国王諸侯に現れ) を述べ、L.
Bai. G 「根本テクヌ」 (Grundtexte) の後半で、Theudelbert I. HI (532-48) 直承の風、その最終改修を Dago-
bert I. HI (623-39) 直承の風 (F. Beyerle, Die beiden süddeutschen Stammsrechte, ZRG, Germ.

Abt. 73, 1956, S. 128—9)。これ cf. H. Conrad, Deutsche Rechtsgeschichte, 2. Aufl., 1962, S. 133 : K. Reindel,

Neue Forschungen zur Lex Baiuvariorum, Z. f. bayerische LG., 21—1, 1958, S. 131 mit Ann. 16, S. 132 (因心
レ) ハヤハルヘザ 跳出モジルマリケ L. Bai. の原本シント最良のものは古ハヤカルの草木 (前註 (4) 参照) ムホリ⁹
S. 131 mit Ann. 9). じるやハラ ベートルセ L. Bai. の成立はハランクの強力な王ナウトベニト (なね、世良、前掲書
10頁註 (八七) 組註) の北境地圖上安¹⁰ L. Bai. の成立はハランク・ナウトベニトが期間のトクス上发展を著く¹¹
(世良、前掲書、138頁註 (1)) ルリツサロドリキ¹² ュクモヘタビト¹³ L. Bai. 直接にヨーロッパ全面的に依拠¹⁴ こ
の点 M. Spindler (hrsg.), Handbuch der bayerischen Geschichte, I, 1968 リーフカム・ハイナル (Reindel) の版
掲載¹⁵ (S. 178—9)。リード被せ L. Bai. の成立はハヤカルの歴史に致した見解に到達¹⁶ せ
てなじむ¹⁷ L. Bai. は威儀正¹⁸ 成立¹⁹ したがって成立年代を異にする多くの研究者からなる見解が
今日有力である²⁰ が、ベイターンの前掲註²¹ もその主張 (わざわざ) Die süddeutschen Leges und die merowin-
gische Gesetzgebung, ZRG, Germ. Abt. 49, 1929, S. 264 ff. いだせりてせ 世良、前掲書、101頁以下(参照) を
示す。ハヤカル L. Bai. と標記²² L. Bai. の逆²³は東洋²⁴ からハタハタ人との共同作業の所産だ²⁵ たる。また、
L. Bai. せがハヤカル klösterliche Rechtsaufzeichnung (cf. Kroeschell, a. a. O., S. 96, 99) (わざわざ、ベイタルへの繼
承説の修道士の手に成る私憲の法律²⁶ (ハ・ベートル) (世良、前掲書、10頁註) ハヤカルのやなべの標記はハ
ラハク王室の「城級の政體の法學書」 (cf. K. Reindel, Neue Forschungen, a. a. O., S. 137 (Ann. 48)) (ハ・ベイタ
ン指標の「政治書」)。Gesetzgebung ist nun einmal politisch bestimmt : es sind die Staatsmänner, welche Recht
und Staat gestalten." F. Bewerle, Die beiden süddeutschen Stammsesrechte, a. a. O., S. 123) は實事なる如く
心強調する²⁷ ルバーハヤカル L. Bai. の空母母モニ²⁸ ベイターンの右派種族²⁹ へおもひの御子御孫³⁰ ここのアーヴ³¹
右『ペイタルハ史』の如き教本にはない所謂³² ハヤカル、ハインデルの影響は大きらむるねえなどあるまい。

L. Bai. の成立を比較的早期の時代に求めるハーマン³³・ベイターンの考察態度の背景には、第一に、諸部族法典の立法作業

レーモントフランク園庭の建立と園心ハーフト Theudobert I. の滅ぼさとその活動と開拓とがいふ」(ヴィトムゼ L. Bai. の序文は史実を伝えるものでない。Beyerle, a. a. O., S. 124, 125)、第11回 L. Bai. の範本における Codex Furicianus の意義と強調するべきである (eurizianische Vorlage)。マテウス L. Bai. の法典はフランク時代の全部族法典中で ein schulmäßig geordnetes Gesetzbuch であるたる點である。Beyerle, a. a. O., S. 115, 126, 127, 128) 考えがめらうと思われる。しかし L. Bai. XV 244と XVI の箇所を L. Bai. とみなす趣旨が誤りである L. Bai. と C. Eur. を並用したのは、私法を扱つたいからに違ひない様である (S. 98)。したがつてあえて推測すれば、バイアーネは、わが XVI, 11, 12, 17 (レーモント) XVI, 13, 14, 15 から C. Eur. の「選」の部分に由来するものを見んとするのが知れない。勿論この「選」は見出しがあるが、全く不正確であるではない。なぜ L. Bai. の範本として利用された C. Eur. がこの法典の「寺田松井の部分のみ」あるいは「たゞ其の點」 (世良、前掲書、五二頁) だからである。しかしながら L. Bai. における範本の問題については一般に H. Siems, a. a. O., Sp. 1891 は近時次のよう述べてゐるやである：すなはち、従来の範本研究はしばしば極端に走り、たゞこれ一極く僅かにのみ存するに過ぎない類似、また、おほむ重要ではない用語上の類似するもこれを外部的影響によるものとする、これがもつて事足れりむことあたる。次に、右の如く L. Bai. 成立年代表をめぐる E. バイアーネにせよ全面的に依拠した K. ライハルツも L. Bai. の編纂過程はねじて狀況にバイエルンの法慣習が參酌され、ヤコブの參照はあつた。Hucbert 244と Odilo の兩大公の統一と起いたやうな (M. Spindler (hrsg.), a. a. O., S. 178) (因みに、ルートヴィヒ・ライハルツによれば、L. Bai. の成立年代を心いたる大公の時代と認む (註注 (5) 参照) 並將て誤りを留むしにないにせぬ)。

以上 E. バイアーネ L. Bai. 成立譜をめぐる問題を見にあたが、しかし、本稿に於いて問題は次の点にあるのである。わがわれ、一方では、L. Bai. が六世紀からの漸次的政治的成立に見、他方ではそれを八世紀前半期における一時的統一的成るが如くの誤解が併存したものである。L. Bai. の成立時期をめぐる誤解は大きな隔たりの異なる現状の中だ、わが XVI, 11, 12,

の上に性格を理解し得るものでは、**firmare**の解釈におたる前もい L. Bai. の成立年代・成立態様を明らかにするのやなければ、本項は正確を期し得ず、極めて問題が多むるとはいふが、おなづだることである。したがつての意味で、本来なふせ、XVI, 11, 12, 17 を命じ **firmare**にかかる諸箇条テクスト (XVI, 11—15, 17) おものもつた過程を経て L. Bai. の中立現状の板を形態に入りせしれぬに至つたのが問題 (テクスト成立史なし發展史の問題) (例えば、B・クルハーリュード XVL 15, 16 も「原初テクスト」に対する「追尾条項」の一例) せん。世良、前掲書、110頁。) に向かわねばならぬことのやある。おもは右の問題と問題として重要なのは、やれどテクストが全体として一体何時の時代の法をおふねし、また何時の時代の社会を示すものなのかな問題である。残念ながら、以上諸点について、筆者はこれを解明する余裕がない、差し置いて本文の如く、**firmare**の諸箇条は、少なくとも、大方の意見にしたがい八世紀前半期、おもむれに多少遡る時期 (七世紀の末葉) の法と社会を示すものといふ、甚だ漠然たる回答であつまし、問題はすべて、後日に残るやうを徑なごのやうな、いのちは諸者諸氏の御海沿をわななければならないものなのやある。

(o) H. Siegel, Geschichte des deutschen Gerichtsverfahrens, I, 1857, S. 259—64.

(p) フークス前記、第三章の **firmare**によれたものとして G. Beseler, Die Lehre von den Erbverträgen, I (Die Vergabungen von Todes wegen nach dem älteren deutschen Rechte), 1835, S. 36, Ann. 38 K. F. Eichhorn, Deutsche Staats-und Rechtsgeschichte, I, 5. Aufl., 1843, S. 345—6 mit Ann. 1); F. Walter, Deutsche Rechtsgeschichte, II, 2. Aufl., 1857, S. 213 f. たゞの註脚をおもへよし、おもは注へ立せ K. A. Rogge, Ueber das Gerichtswesen der Germanen, 1820, S. 226, Ann. 324 お思ひねるが、ふね、本格的立場を立つて取つ上げたのが、フークスのやうだ。

(q) J. Merkel, Das Firmare des bairischen Volksrechtes, ZRG, II, 1863 (この略標の譜文はケルの遺稿である、誤認已被るハズの **firmare**を教かつてせむの極へ一部失念す) , S. 109—117.

(r) A. Heusler, Die Gewere, 1872, S. 30—33.

- (2) W. Häiss, *Traditio und Investitura*, 1876, S. 102—5.
 (4) R. Lüning, *Der Vertragsbruch und seine Rechtsfolgen*, I, 1876, S. 109 ff.

(12) S. Riezler, *Geschichte Baierns*, I, 1879, S. 138—140.

- (2) P. London, *Die Anefangsklage in ihrer ursprünglichen Bedeutung*, 1886, S. 416—33. *レーヴィングの解説* M. Pappenheim *アーフィングの解説* 89°

(1) H. G. Gengler, *Beiträge zur Rechtsgeschichte Bayerns*, I, 1889, S. 4 mit Anm. 26 (S. 16)

- (2) H. Brunner, *Zur Rechtsgeschichte der römischen und germanischen Urkunde*, I, 1880, S. 266—70 ; derselbe, Deutsche Rechtsgeschichte, II, 1892, S. 510—11, 516—17.

(2) R. Hübner, *Die donationes post obitum und die Schenkungen mit Vorbehalt des Nießbrauchs im älteren deutschen Recht*, 1888, S. 57 ; derselbe, *Der Immobilienprozeß der fränkischen Zeit*, 1893, S. 115—18.

(2) E. Rabel, *Die Haftung des Verkäufers wegen Mangels im Rechte*, I, 1902, S. 173—4, 291—2.

(2) H. Meyer, *Entwertung und Eigentum im deutschen Fahrnisrecht*, 1902, S. 39—42 ; derselbe, *Das Publizität-*

sprinzip im Deutschen Bürgerlichen Recht, 1909, S. 16, Ann. 12.

(2) A. Schultz, *Gerüste und Marktkauf in Beziehung zur Fahrnisverfolgung*, Festgabe f. F. Dahn, 1905, S. 6—8 ; *Die Bedeutung des Zuges auf den Gewählten im Anefangsverfahren*, Festschrift f. O. Gierke, 1911,

S. 770—72.
 (2) F. Dahn, *Die Könige der Germanen*, 9/2, 1905, S. 259, 353—56.

- (4) O. Gierke, *Schuld und Haftung im älteren deutschen Recht*, 1910, S. 304—12.
 (2) F. Gilis, *Gewährschaftszug und Laudatio auctoris*, 1913, S. 37—9.

- (2) ハーベルト・ゾープル H. Zoepfl, *Deutsche Rechtsgeschichte*, III, 4. Aufl., 1872, S. 147—8, 153, 156—7, 289—90

R. Sohm, Das Recht der Eheschließung aus dem deutschen und canonischen Recht geschichtlich entwickelt, 1875, S. 39—40; K. Rauch, Spurfolge und Anefang in ihren Wechselbeziehungen, 1908, S. 19 mit Ann. 4; derselbe, Gewährschaftsverhältnis und Erbgang nach älterem deutschen Recht, Festgabe K. Zeumer, 1910, S. 533 mit Ann. 1; J. Brissaud, Cours d'histoire générale du droit français public et privé, II, 1904, p. 1452.

II. 5 紛糾の問題

(27) Brunner-v. Schwerin, Deutsche Rechtsgeschichte, II, 2. Aufl., 1928, S. 671, Ann. 125 (ハーフムニーハウス著者「保譲手続」によるもの)。

(28) L. Bai. & ~~firmare~~ と翻訳され、校讎者ハオハ・ハルハナー「ヘイフ法制史」第一巻初版に
ハーフムニーハウス著者の見解を根本的に支持したが、このを多少敷衍したものなり。これに対し、問題となるのは、ハオハ・ハリーハー、初版におけるハルハナーの所論に大幅に手を加え、原著のある部分を削り、校讎者自身の見解をしだれに代
へて挿入しておらず、したがってハルハナー「ヘイフ法制史」第二巻第一版を利用する場合、個々の叙述にて、これが果し
てハルハナー自身の見解かそれむかうか、ハオハ・ハリーハー独自の見解かを注意深く見てみる必要があつた。この点の1—11
の卷にてこれば、拙稿「連跡手続とアネフ・アング手続——レーカス・サリカ第三七章解釈試論」『法學』四四四年大、11
八頁註(28)、11六頁註(28)参照。なお、右拙稿にてこれば、アンクロ・サクソン時代アネフ・アング手続をめぐるわが
國の重要な研究、林深「母語 Anglo-Saxon 法に於ける Anefang と認する若干の考察」『英米私法論集』(一九六二)
11六三頁註トおおむね同じもの、即ち、この通説を採用し、林氏やおひ読者諸氏の御海論をもうけたものである。
(29) 田嶋謹『此法十九條の研究』(一九三三) 111頁註(22)。なお、ハリード田嶋氏が書記として依拠せられた、
W. Schelling, Die Anfangstage der Volksrechte und die Bestimmungen der Lex Baiuvariorum über die
Mobilariavindikation, 1909. は戦争ながら公職についた。〔古記。本稿脱稿後入手した。〕

(30) 単純、前掲脚注111頁註。

- (3) donator scripsi et subscripti propria manu et testes *firmaui*► (Nr. 39, a. 770) • ◀ego Tassilo dux Bauu-
riorum rogante me Ursone presbitero in villa publica que dicitur Ufhusin... donavi ad ecclesiam beati
Stephani... . Ut et ista donatio firma et stabilis permaneat, ego Tassilo propria manu mea scripsi et
confirmavi► (Nr. 35, a. 769). 記入の確認書の意味で「署名」(firmare) (→) と「承認」(confirmare) の意味で「
(2) ドルセニシテアドリミス cf. H. Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte, i, 2. Aufl., 1906, S. 559 (Ann. 20);
Schröder-Künßberg, Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte, 6. Aufl., 1919, S. 290, Ann. 10; v. Schwerin-
H. Thieme, Grundzüge der deutschen Rechtsgeschichte, 4. Aufl., 1950, S. 60; Planitz-Eckhardt, Deutsche
Rechtsgeschichte, 3. Aufl., 1971, S. 78—9. ▷ H. Brunner, Zur Rechtsgeschichte der römischen u. germani-
schen Urkunde, I, S. 220.
- (3) 署名 ◀... per epistulam haec *confirmo*, dono atque transfundō casas curtes pratas pascuis silvis aquis
aquarum decursibus mancipias lumentas pecodes et omnem utensilium in eadem modum► (Nr. 9 (i),
a. 757) • ◀Et ipse Heres episcopus firmiter ipsam traditionem *firmauit* super supradictum altarem sanctae
Mariae firmiter tradidit et *transfirmauit* quicquid ad ipsum locum pertinere videbatur quod dicitur Linta►
(Nr. 21, a. 764—7) • ◀Sigo presbiter patrimonium suum post obitum suum fratribus suis consentientibus
sancte Marie... tradebat... . Similiter et Radoperht presbiter patrimonium suum *firmauit* per testes►
(Nr. 64, a. 773) • ◀Similiter vero ego Lantfrid presbiter frater Kerolti presbiteri tradi et *confirmavi*, ut
firmiter permaneat ad dominum sancte Marie usque in perpetuum► (Nr. 54, a. 772—80) • ◀... pro salute
anime mee cum ipsa cartula donationis ego Helmoinus dono trado atque *firmabo* deo omnipotenti et sanctae
dei generatrice Marie in praedicto loco...► (Nr. 16 (a), a. 793) • ◀... quicquid ibidem habuimus totum ex
integro ad praedictum domum sanctae Mariae tradidimus atque cum testibus *confirmavimus*...► (Nr. 138,

a. 790-808)

(33) **¶** Post haec peracta traditione pariter manu commune cum filio meo iterando *firmavi* super ipsum altarem in eadem verba ut superius» (Nr. 36, a. 769) • «Et alia traditione ipse Helmoinus et filius eius Hadunar pariter ambi *firmaverunt* ipsam traditionem quam antea fecit ipse praefatus Helmoinus, quando iter carpbat partibus Rome» (Nr. 166 (b), a. 793–802) • **¶** Ego itaque Ratolt presbyter compunctus de divina misericordia iam olim tradidi propriam hereditatem meam... Nunc autem valde magna egritudine depresso iam pristinam traditionem *confirmare decrevi*» (Nr. 220, a. 805–8)

(38) Du Cange, Glossarium madiae et intime Latinitatis, III (1883-), p. 50/

(39) したがって、先に掲げた諸文献は、ほんと訴訟法、物権法、売買法のこれら三分野のいずれかにかかるものなのである。

(40) いの「家屋(casa)」については、直接「保有手続」に関係する XVI, 11, 12, 13, 14, 17 に記載されていないが、前述

(33) は第六回 XVI, 15 リ、編注、*Hoc est de mancibus, de terra, cassi vel silvis, ut postea non sit*

contentio»と述べられているところから、これを推察した。無論このよつた「家庭」は、寄進文書にしばしば見られるよう

に、「土地」と結びつき後述「世襲財産」の一部として取り扱われたことであろう。例えば、▲... in omnibus tradit atque

transfundo ad iam dictum domum in manus Ermberti episcopi in præsentia cuncte familie sancte Marie;

id est easas curtes campis pratis pascuis silvis aquis aquarumque decursibus mancipiis iumentas pecudes

omnem utensilium in ea vero ratione firma donatione» (Nr. 1, a. 744) - «...dono atque transfundō casas

curtes mancipias servos liberos tributales omnem cultam non cultam campis silvis pratis aquis aquarum

decurrentibus mulieris vinces reges iumenta vel quicquid ad ipsum confinium pertinebat, ut haec donatio

firma atque stabiles permaneat stipulatione subnexa» (Nr. 7, a. 754) の如き (引用は前略 (32) 所引か。以下同)

٦٣

(41) 世良、前掲書、三三七頁註（四〇）。

(42) ライ、L. Bai. 藤園条の邦訳は、世良氏の慎重な邦訳を参考させていただいたが、筆者自身の考へで多少変えたといふ。あ

る。この点は氏の御海答をもつてゐるやうだ。

II

六 まず「主たる手続」である。これは、(I) 裁判期日以前手続と (II) 裁判期日手続とに分かれ、はじめに、(I) を問題としたい。この手続は、目的物の、非占有者、現占有者、前主(前権利者)のそれらによる手続からなりたつていた。

第一に、非占有者の手続である。これは、非占有者(第三者)が、現占有者に対し、現占有者の占有する目的物を自己のものとして主張する Ansprache Dritter、すなわち返還を求めるいふことである。されば、現占有者の目的物とは動産および不動産であり、それぞれの内容は既述の通りである。ただ、**propriam alodem vel quascumque** (「自己の財産または他の物を」)・**et Terram' aut quaecumque fuerit res** (「【土地】または他の物ならぬ」) (L. Bai. XVI, 17, 1) のやうに **alodis** および **terra** と並記せられた處(?)では **res** が、ないが、他の動産をあらわす (eiusdem estiam non habet alodium) もののみかが明らかではない。これにせよ、「保障手続」が動産不動産の双方にかかるだとなは、こゝに銘記しておかねばならぬ。次に、右の如き主張があらわれた非占有者の行為は、テクストに、次のようになつてゐる。すなわち、非占有者は、占有するものを「自己のものとする (sibi sociaret)」 (XVI, 13) おなこせ、「自己の財産をやへし (valueit sibi sociare in patrimonium)」 (XVI, 17, 1)。おなじく、非占有者のいのちに残せ、次の二形態の二かれかをとら得ぬ。あらかじめ、

(8) 非占有者は、右の主張をなしてゐる場合と、(9) 非占有者が、事實上、占有者の動産を奪回し、おもむきに土地に侵入する場合と、自力も (auf eigene Faust) 新たな占有者となる場合である。右《sibi sociare》におけるわれた非占有者の行為は、右 (8) の場合のものであらう。これに対し、(9) の場合においては、XVII, 2, 1 によつて規定されるよつて、占有を事實上奪わた者が占有を奪つた者を訴へるのであるが、このとき、被告 (rechtsdienender新占有者) は、裁判期日手続で原告 (占有を奪わた者) に向かい次のように主張するのである。「〔原告のもの〕われのものなりと要求せん (sum voluerit vindicare)」。右被告が、裁判期日手続において、《vindicare》の主張をなすときは、彼は、次のような弁論を行なうよつて命ぜられた。すなわち、「余は、ソリュスをもつて賠償し且つ〔土地か〕立か退く義務を負わず (debeo nec exire)」。このように見てくると、非占有者の行為が右 (8) の形態をなすに至る、「保障手続」はあはや用ひられず、これに代わり、占有を奪われた原告 (Vindicant) が、占有を奪つた被告 (Vindicatur) に対し召喚手続によつて出頭を求める訴訟手続が起つたものようである。⁽³⁾ このような訴訟手続においては、原告は、裁判期日手続で、被告に対し、土地についていえば、「〔被告は〕法律に反して不法に侵入 (contra legem malo ordine invadere) をなしたる」「〔被告は〕六ソリュスやもつて賠償し且つ立ち退くべし (cum vi solidis conponat et etxeat)」(XVII, 1) 訴訟を提起し、これに対し、被告は原告に向かい、土地は「われのものなつて主張する (dicit sumum esse)」のである。すなわち「余は法律に反して侵入したるにあらず (non invasi contra legem)」(XVII, 2, 1) と述べるのである。最後に、右 (8) の場合で、〔保障手続〕が起こるのは、非占有者に対して現占有者が特定の手続をといひきのみである。

こうして第二に、現占有者の手続である。されば、現占有者が非占有者に向かひ、目的的は前主から譲り受けたものであり、この前主を担保引受人 (Gewahrsmann) として援用すれば口を答へるに至る。勿論このような前主援用は、非占有者自身が占有者に向かい、前主を提示するよりに要求し、占有者がこの求めに応ずるに起

じつたこともあるう。但し、非占有者自らが、現占有者に対する彼の目的物返還の主張において、自己の前主を授用し得たかどうかは不明である。⁽²²⁾ いずれにせよ、まず、現占有者が右の如く答えるのは、彼が目的物を売買によって取得していただけである。テクストには、現占有者が、売買以外にだるに、贈与(寄進)あるいは交換によって取得したものについては、必ずしも明快には述べられていないが、これらの目的物も「保障手続」に服したものと見てよい。⁽²³⁾ 実際ジーゲルは、XVI, 13 (「何ひとかの所有物を譲渡」(donaverit)) これによて、彼が決して所有しておらなかつたものを不正な計略によって自己のものにする者は、[XVI, 12. v] 同様たるべし⁽²⁴⁾) を、贈与の目的物に関する「保障手続」と見る。なお、前主が貸与あるいは寄託したものについては、テクストに不明である。本稿では売買を主にして述べたい。そこで次に、買主(現占有者)が、第三者(非占有者)に向かって、売主(前主)を引き合ひに出す。一方で第三者は「保障手続」に応じねばならず、他方で買主は前主の居場所に赴き、そして前主に対し、第三者が目的物の権利を主張するの旨を告知する。例えば、土地については、次の如く「買主は売主に訴えるべし」(dicat emptor ad venditorem)。【余の隣人は土地を余から奪い取らんとする(abstrahere mihi vult)】(XVI, 17. 1)。買主は前主に対しのように告知して、買主のために買主の権利の防禦を引き受けてくれるよう求めるのである。

こうして第三に、前主の手続である。これは、前主(売主)が買主の求めに応じ買主のために、第三者に対し裁判期日手続において権利の防禦を引き受け⁽²⁵⁾、これによって買主の目的物所有権を擁護しよう約束する(promiserit)ことにある(XVI, 12.)。この約束は土地についてではなくて、前主が次のように「答える(respondit)」ことと成立した。『余は、余が汝に与えたるのを「汝のために」完全な法律をもつて(要式の文言をもつて) (cum lege integra et verbis testificatione)、保障をなさん(firmare)べ欲す】(XVI, 17. 1)。ここにば、売主は「保障」を行なうのに、バイエルン法の定める「要式の文言」をもつてせねばならなかつたことが明白に示されている。売主は、買主のこの申込みに対し必ず「保障」の約束をなさねばならなかつたのか。これは明らかでない。ヒュブナーによれば、売主は

「保障」の約束を拒否してきた。というのは、買主が過つてあるいは故意に、前主でない者に「保障」を求めることがあつたからである。しかし、このヒュブナー見解も根柢が明快なわけではない。⁽²⁾ ただ、後述のように、売主は、一旦「保障」の約束をなすと、自らは前主を援用し得なかつたから、もし、買主に売つた売主の目的物がこれ自体売主の前主に由来するような場合は、売主は、「保障」を約束せずに済ませることができると思われるのである。

七 以上、非占有者（第三者）、現占有者（買主）、前主（売主）の三つの口頭手続でもつて、裁判期日以前手続が成立した。三当事者の手続の中で、裁判期日以前手続の中心をなすものは、前主が現占有者に与えた「保障をなさんと欲す」の約束（*Zusage*）による。前主は、裁判期日において「保障」をなす義務を負つたのである。⁽²³⁾ このような約束の成立によつて、むしろ、バイエルンにおいてフランク時代、「保障手続」が、動産不動産をめぐる特別の訴訟手続として形成されるに至つたのである。むしろ、裁判期日手続に移る前に、次の三点を指摘しておきたい。

第一に、買主が売主から「保障」の約束を得ると、「保障」の手続の期日が問題となつてくるが、これは、当時、法によって定められていた。すなわち、「〔買主・売主間〕」取つ決められたもの（*constitutum*）は、七夜後に行なわるべし（XVI, 17, 1）。したがて買主・売主における合意の成立のときかゝ七夜以後最初に開催される裁判集会において、「保障」の手続が起つたのである。⁽²⁴⁾ 「保障」の手続の期日はおそらく第三者が加わつて確定せられるか、そもそもは確定せられた期日を買主が第三者に通告するかしたであらう。いずれにせよ、いつごろ、裁判所に第三者・買主・売主が出頭するに至る。第二に、「保障」をめぐるこのようないの合意は、一種の「訴訟契約（*Streitbedinge*）」であることができる——一般に、バイエルンにおける裁判期日手続開始の通常形態は、「訴訟契約」にあつたところ——が、単純な「訴訟契約」ではなく、同時に「証明契約（*Beweisvertrag*）」であったとせねばならぬ。「証明契約」に関する問題は、後に改めて述べたい。第三に、売主が買主に「保障」の約束をするとき

は、第三者は「保障手続」に応じねばならぬ、召喚手続に訴え得なかつたが、問題は次の点にある。すなわち、買主が前主を知らないとき、あるいは彼が前主を捜索するにもかかわらず、死亡、行方不明などで、これを見出しえぬときは、当然「保障」の約束はできず、「保障手続」は成立しない。このとき、買主は第三者に目的物の返還を義務づけられたか。この点は、益品動産の恢復手続(アネファンク手続)については Lex Ribvaria 37 (33), 4 やはり I, Bai, IX, 8 に多少は明らかであるが、いよいよ「保障手続」に関するには全く分らぬ。これがテクストの上で少しまでも明るかならば、「保障手続」の法的性格をめぐる論争にも、いくばくか解明の光を当てることができようが、誠に段念である。全くの推測を述べることが許されるとすれば、買主が前主を知り得ぬとき、あることはこれを見出しえぬときは、第三者は、そのままでは、買主から目的物の返還を受け得ず、改めて、買主を被告として召喚手続を請求するを得なかつたのではあるまいか。

八 次に(II)裁判期日手続である。裁判所では、「双方当事者 (utrareque partes) が双方相互に出金いたるや」(XVI, 17, 2, 1)の手続が始まる。まず、第三者が買主に対し訴えを提起する。テクストには訴えの提起の文言は知られず、のみならず訴えがそもそも買主と前主とのいすれに対し提起されたかすら明らかでない。⁽¹²⁾ ここでは、後述「第一の手続」との関係から見て、訴えは形式的には右の如く買主に対し提起されたものと考えたい。かくして第三者は、買主に向かい目的物を「自己のものなりと要求する (suum vindicare)」⁽¹³⁾ ものである。この訴えに対して、被告(買主)は目的物はこれを前主より買いたるものであるとして、前主を援用する。いよいよ、前主が買主の権利防護のために裁判期日手続に加わる。かくして訴えの提起の後の手続は、第三者と前主(双方当事者)との間で起る。したがつて、実質的には、前主が買主の地位を引き継ぎ被告となつたとしてもよい。但し、後述「保障」の方式をめぐるところから分るように、買主が以後全く手続から脱落してしまうわけではない。

さて、訴えの提起に統いて、第三者(原告)と前主(売主)との間に弁論および「保障」の両手続が起る。両手続が

進行するのを、極めて土地にてこい、原告の『何ゆえに汝は不正に余の土地を他の者に譲渡したるか』 (Cur territorium meum iniuste alteri donavisti) の主張に対し、売主がこれを認諾せず、「然らず (non ita)。余は不正に汝の土地を他の者に譲渡したるにあらず (non donavi iniuste alteri territorium tuum)」 と答える。そこで土地につき、まず弁論手続である。(イ) 売主が『何ゆえに汝は、余が世襲の権利に基づき正当に「賣主に譲渡」したる土地に侵入を企てるや』(i) の主張するにあれば、原告は『然らず (non ita)。余は汝の土地に侵入を企てるにあらず (non intendere conor territorium tuum)』(ii) 答えるのである。(ii) で、売主の『何ゆえに汝は土地に侵入を企てるや』の主張は「見、原告が事实上買主の土地に侵入しておったものの如くであれ。例えば、XVII, 2.1 の被告弁論 (余は、汝 [占有を奪われた原告] が余よりも先になしたる作業 [の土地] に法律に反して侵入したる (invasi) であらず』 「さればに立ち退く義務を負はず」) におけるような土地の侵入占拠である。しかし、売主は原告に対し主張するに『何ゆえ汝は土地に侵入したる (invasiti) や』(iii) なく、『何ゆえに汝は土地に侵入を企てる (invadere conaris) や』(iv) とであった (XVI, 17, 2) であるから、また、買主は、原告が土地を買主より「奪い取らんとする (abstrahere volunt)」(v) と/or (XVI, 17, 1)、「奪い取った (abstraxit)」(vi) は述べておらないことから、原告は、確かに買主の土地への侵入を奪うことはあらざるので、土地に事实上侵入しこれを占拠してしまつてはならぬ。もし事实上侵入してしまつては、原告はいかにも「保障手続」を求めるなかへと思われ((v))、また、土地に侵入した者が原告となるとするのは筋が通らない。((v)) 以上売主の主張に「対して (contra)」原告が、『何ゆえに汝は、余の祖先が以前に所有したる余のもの [土地] を [買主に] 譲渡するを許されたる (debiuiti) や』(vii) と主張すれば、売主は「然らず。【何の土地】は、余の祖先が所有し、しかして余に世襲財産として遺せらる」と答えるのである。そして、さらに再び、売主の主張原告の応答が起り、次にまた、原告の主張売主の応答が始まることもある。」のようにして、原告・売主が数回にわたり主張と応答とを繰り返すことで、弁論手続が展開していくたるもの

思われる。ここで注意を払うべきは、第一に、原告・売主はいずれも祖先からの遺産の承継を根拠に目的物の権利を主張しており、したがって第二に、原告・売主共に、売買・交換・贈与等の前主を引き合いに出すことはなく、第三に、原告自身は目的物につき自己の主張を証明しようとはせず、すなわち、例えば XVII, 2, 2 の原告（占有を事實上奪われた者）の弁論（「余は、余の父が〔土地を〕彼〔其父〕の財産として余に遺したものと知る証人を有す」）におけるよう、証明の申し出が起らぬるのである。

次に「保障」の手続。これは次のような売主の手続である。『しかして「目的物は現在ば」余が譲渡したる者の手に引き渡されたり（vestita est illius⁽²⁾ manu）かくして「これにつき」余は法律にしたがい保障をなさんと欲す（firmare volo）』（XVI, 17, 2）。すなわち、売主は（i）買主のために、（ii）目的物について「保障」を行ない、（iii）かもの「保障」は（iii）原告に向かってなすものであることを明するのである。動産に関する弁論および「保障」の手続の如くである。すなわちまず弁論手続。目的物が奴隸のときは、例えば、売主「その奴隸は、〔大公領の〕境界の外にて大公が軍隊を率いて出陣したるところで、余がこれを捕えたり」、また、裝身貝のときは、例えば「品質の性質によりては」、売主「〔それは〕余の職人（fabri）が余自身の材料から作業し且つ「これを」製作したり』のようである。これに対する原告の弁論はテクストには知られない。次に「保障」の手続である。売主「かかる「り」とよて取扱したる」がゆえに、余は「このもの（其動産）を賣主に」引き渡したり、かくして余は保障をなすであろう（tradidi et firmabolo）』（XVI, 11, 1）。以上売主は、裁判期日以前手続における約束に基づいて、二のうちに、「保障」の義務を履行するのである。なお、売主が弁論に失敗し、あるいは、原告の弁論を認諾したときは、「保障」の手続を俟つまでもなく、直ちに、被告敗訴の終局判決が下されたものと思われる。

以上、売主による「保障」は、目的物が不動産であれ動産であれ、売主の、例えば、『余の祖先が余に世襲財産として遺せり』・『余がこれを捕えたり』・『余の職人がこれを製作したり』等の弁論に直接引続いて起らつたのであ

り、この意味では、いわば、「保障」は弁論の一形態であつたいわゆれよつ。しかし「保障」は、その法的性格の上では、弁論とは異なつたものである。」の点は、注意を要し、改めて述べるに至らう。」」」」、差し当つて「指摘しておるべきは、第一に、「保障」の実体は、【余は保障をなさんと欲す】・【余は保障をなすであろう】の売主の陳述そのものにあり、第二に、売主はこの陳述をなすにあたり特定の所作（外的行為 Formalact）によってせねばならず、この意味で「保障」は要式行為であつた点である。」」」」以下に第二点を不動産を中心に紹介したいが、この前に、動産の場合を略記しておこう。動産のときも、「保障」の方式は、売主が【余は保障をなすであろう】と唱え、目的物そのものを再び買主に引き渡すこと（Wiederholung des Traditionssaktes）があつたければ、通常、競争動産については、裁判期日以前においてあれ、裁判期日手続開始にあたつてあれ、売主は「受託者」として物の返還を受け⁽¹⁾。目的物は裁判所に持ち込まれていたからである。これに対し不動産のときは、「保障」の方式は目的物の現地における所作であつた。これについては、テクストに比較的詳細である。」」」」、不動産手続についてでは、これを少し述べたい。

売主は、不動産の「保障」を、弁論手続の直後にに行なつた。」」」」彼【売主】が直ちに「保障をなす」とを欲するなれば、【これにつき】彼は自由なる権利を有すべし】（XVI, 17, 3）。しかし彼は直ちに行なわず、じつはなく、この場合には「彼は、その後、三日または五日後に、または少なくとも七日後には、次の方法によつ（ea ratione）保障をなすべし」（XVI, 17, 3）とせられた。」」」」、このように、「保障」の手続が猶予せられたのはおそらく、競争地の所在、種類、境界等等に不確かなところがあり、このために売主が目的物の現地に赴き、手ぬこれを見分する必要が生じたからであり、そしてこの見分が、猶予せられた期間内に行なわるるべきであつたことによる。第二回裁判期日を具体的に三日、五日もしくは七日後のいずれとするかは、第一回裁判期日において、原告と売主との間の契約によって取り決められた。すなわち、この第二回裁判期日には売主は、原告が彼を召喚したときは、（おそらく買主を

性ない) 召喚に応じるよう取決めが交わされたのである。したて原告は「その土地にて彼〔原告〕を召喚す
る者 (qui de terra ipsa eum [=venditorem] mallet)」と呼ばれたのである。第二回裁判期日においては、おもいか
わばや、訴えの提起と弁論手続とは改めて繰り返されることはなく、直ちに、「保障」の手続が起きたものと思われ
る。この手続は第二回裁判期日においてはある象徴的行為を伴なつて執り行なわれた。すなわちこの行為とは当時、
占有移転の契約 (Tradition) など占有の引渡し (Investititur) からなつた土地譲渡において行なわれていた要式行為
であつて、Erde または Gras を象徴物に用ひるものであつた。⁽⁴²⁾ すなわち、売主は「広野の四隅で、あるいは表示
せられたる境界〔の場所〕」⁽⁴³⁾ 「田的物たゞ」⁽⁴⁴⁾ の土地から「土壤を」取り上げるか鋤を引いて廻るかし、もし
「田的物が」森林なりしときは、芝生または樹枝から「一部を」取り上げるかすべし。彼が土壤、芝生、樹枝の「
一部を土地より取り上げたときは、これを、買主に「右手(?)おいて引き渡す」と同時に、「余は〔土地を〕汝に引き渡
したら、かくして適法に保障をなすであろう」と唱える。⁽⁴⁵⁾ かかるのが言葉を三回繰り返し述べるのである (per te-
rmas vices dicat haec verba)。⁽⁴⁶⁾ これが、「手(?)口(?)」⁽⁴⁷⁾ (mit Hand und Mund)⁽⁴⁸⁾ 不動産の「保障」の方式であ
ったのである。

九　いづれ、動産不動産の「保障」の手続は、売主が「保障」文言の陳述と「保障」方式の践行とに成功するこ
とで完結した。このよだな「保障」の手続には、動産不動産を通じていくつかの特徴が見られる。第一に、「保障」
文言は、バイエルン法における法定の決まり文句であった。すなわち「保障」は、「法律にしたが」 (cum 'lege')
(XVI, 17, 2)、「要式の文言をもつ」 (cum verbis testificatione)」 (XVI, 17, 1)、また、「適法に (legitime)」
(XVI, 17, 3)、「上述の如き文言をもつて眞実」 (per haec verba veraciter)」 (XVI, 12) これを行なわねばならなか
ったのである。法定の文言に違背した「保障」 (やだねの rechtwidrig=unwidrig は「保障」) は「保障」たるの
法的效果を生まず、被告は直ちに敗訴宣告を受けねばならなかつた。したて、「保障」の手続における、當時の訴訟

法に共通の嚴格形式的性格 (Formstreng des Prozesses) があらわれてゐるのである。

第一回、「保障」文書の内容を見ると、それは売主の次の三つの言明からなつた。すなはち、(ア) 目的物はこれを法定の取得原因によりて取得し、次に(ロ) 目的物は買主に既に引き渡され、おり、最後に(ハ)「保障」は買主のためにこれを行なつての聲明である。この中で「保障」文書の中心をなすのはテクストに『tradidi et firmo』・『tradidi et firmare volo』⁽²⁾ である。『余は引き渡されたらかくして余は保障をなす』 (tradidi et firmo)】の陳述にあつた。また、「保障をなす」 (suiri) 一体いかなる性格の行為か。これについては、テクスト上隠含して次の如く述べられてゐるのが参照せらる。『彼 [売主] が買主に保障をなす』すなわち、誓約をなす (suirron) や約束する (XVI, 12)。また、『汝 [売主] が不正に余 [原告] の土地につき他人に保障をなしたたら、⁽³⁾ すなはち、過誤 (farsuirrotos) や行なつたら』 (XVI, 17, 4)。これら、「保障をなす」とはバイエルンの国語では「誓約をなす」 (suirron)】・「不正に保障をなす」 とは同じく「偽誓を行なう」 (farsuirron)】と述べられたのである。⁽⁴⁾ すなはち「保障」は「誓約」 (Eid) ・「保障をなす」 は「駆約する」 (schwören) や意味し、されば一種の証明行為 (eine Beweishandlung) 「もといたる」 ⁽⁵⁾ のものは「誓約」 = 「保障」を行なうに売主は、補助者を必要しなかつたのやおれ (cōneat Eid per se)。【誓約】は次の三つの誓約を含んだ。第一は、目的物は売主が法定の取得原因 (後述) に基づいて取得したものなり、これ以外の取得原因に由来せぬこと。第二は、目的物は既に買主に Tradition ⁽⁶⁾ Investitur を済みたつて (『tradidi』) こと。第三は、目的物は売主の所有にかかりしものであつたが、現在は買主の所有物たつてことの川の下である。右の如き「保障」は、確かに「引渡の手続をくり返すこと」もいふべきはれ (世良氏) だが、しかし注意すべきは、「引渡の繰返」 (Wiederholung des Investituraktes) ⁽⁷⁾ テクスト自体に見えてくるようにおこがむ、「保障」の「方法 (ratio)】 (XVI, 17, 3) は想定なかつた点だ。⁽⁸⁾ これがに対し、「保障」の本質は、占有の「引渡の繰返」にはなく、所定の文句 (haec verba) やくに「誓約」や

唱えること」(Sprechen des Eides) にあつたのである。この中で、不動産をめぐる「保障」の所作の中心をなすのが、右述紹介の如く、「余は汝に引き渡したり、かくして適法に保障をなすであろう」との陳述にあったことをもう一度銘記しておきたい。売主が「保障」の手続に成功を収めるか否かは、このような陳述そのものの成否に掛つていた。以上の意味で、「保障」の実体と「保障」の手段とはこれを決して混同してはならないのである。⁽⁶⁶⁾

第三に、既に右述より分かる如く、「保障」の目的物は、売主が法定の取得原因によつて取得したものであつた。すなわち、目的物は、まず奴隸については、売主が、(イ) 大公領外の大公の戦場で(おそらく)捕虜として獲得したもの、(ロ) 大公から譲り受けたもの(以上 XVI, 11, 1)、(ハ) 父の「遺産 (hereditas)」として得たもの、(II) 売主の家において売主所有の別の奴隸から出生し養育されたもの(以上 XVI, 14, 1)、次に役畜あるいは家畜については、(ホ) 父の遺産として得たもの、(ヘ) 家において他の役者あるいは家畜から誕生し飼養されたもの(以上 XVI, 14, 2)、そして、その他動産とりわけ裝身具については、(ト) 売主の奴隸や職人が売主自身所有の材料から製作したもの⁽⁶⁷⁾ (XVI, 11, 1)、最後に土地については、(チ) 売主の祖先が「世襲財産 (alodis)」として遺したもの(XVI, 17, 2)、であった。右のうち、(ロ) の特殊な場合⁽⁶⁸⁾を除けば、「保障」の手続の対象となつた動産不動産の取得原因は、すべて、原始取得と遺産承継であつた。換言すれば、前主の権利に依存する承継取得 (abgeleiteter Eigentums-erwerb) を援用するのではなく、遺産承継の場合を除き、テクストに知られないのである。また、かくして不動産について、XVII, 2, 1; 2, 2 やは、原被両造は目的物の事実的利用状態(占有)を引き合ひに出すのに反し、「保障手続」のテクストはこの点につても沈黙している。このように、売主が「保障」をなし得る目的物は、テクストによる限り彼が(イ) ないし(チ) の取得原因に基づき得たものだった。

では、目的物は右のような取得原因によるものに限定され得たのか。この点につき、テクストにはつきりしているのは右(イ) (ロ) (ハ) の場合のみである。すなわち、(イ) (ロ) (ハ) の「かかることがもし存在せざるな

「*si haec defuerint*」上邊のものより彼〔売主〕は決して「保障をなし得ず」(XVI, 11, 1)。この場合「かかるに」いは目的物の法定取得原因と同時に「保障」文言をも意味していよう。すなわち「かかる」とがもし存在せぬ場合は、「かかる文言でもって保障をなさざる限りは」とも解し得るのである。⁽⁶⁵⁾ いずれにせよ、では右(一) (二) (三) (四) (五) につても「かかる」とがもし存在せざるならば」売主は「保障」をなし得なかつたのであらうか。残念ながらこの点はテクストに明づかでない。

むつりのように、バイエルン法が「保障」の適用可能な場合を所定の目的物に狭く限定しようとするのであれば、当然の結果として、前主が目的物を売買（あるいは贈与・交換）で得、これをさらに他に売ったときでも、彼は自己の前主を引き合いに出せないのである。このようなことは一見奇異に感じられよう。けだし実際の取引では、売主自身が目的物を売買・交換等承継取得で得る例は、原始取得や遺産承継による取得と併んで、少なからずあつたはすだからである。この点は、レーケス・サリカが動産のアネファング手続裁判期日手続について、次のように定めるところからも一層その感を深くする。すなわち「そしてこの裁判期日には、その馬またはその物を売りあるいは交換しあるいは支払いのために与えた者は、彼らがなん人しようともすべてこの裁判期日内に召喚されるべく、すなわち彼の取引相手たちはおのれの一方が他方を召喚すべし」(L. Sel. 47, 1)⁽⁶⁶⁾ ここには、前主自身が動産を承継取得によつて得るが如きことは、まるで自明のこととせられてゐるやうだ。⁽⁶⁷⁾ したがつて、バイエルン法領域においては、目的物の転々売買せられるが如きことは極く僅かにしか見られず、このことが、「保障」の目的物を所定のものに限定する根拠となつたのか。しかし、このようなことは、XVI, 9, 2, 3, 4, 5 が既述の如く、家畜・奴隸に関し売主の瑕疵担保責任を詳細に定めるところより推察すれば、少なくとも動産については売買法はバイエルンにおいてよく発展していたこと見られることから、直ちには想定し難い。ただ、不動産の転々売買はこの時代には当然動産と同列に置くことはできぬが、いすれにせよ、少なくとも動産目的物が転々売買せられるような経済生活が日常的に行なわれていたにもかか

わらず、バイエルン法が、特定の取得原因の目的物について述べるに過ぎぬのは、「保障」の手続の適用を目的物の上でとくに制限したものと捉えざるを得なくなるのである。ということは、売主が目的物を売買・交換等承継取得していたときは、彼は、そもそも、既に裁判期日以前手続において、目的物の「保障」を約束し得なかつたと考えねばならない。⁽⁸⁸⁾ この意味では、「必ずしもすべての売主が保障の義務を負うものでは」なかつたということになるのである。と同時に、一旦「保障」を約束した上は、売主は裁判期日において、自ら前主を引き合いに出すが如きは許されず、仮に、売主が事実上、裁判期日手続で前主を援用しても、もはや、ここには「保障手続」は成立しなかつた。このように見てくるとき、バイエルン法が取得原因の上で「保障」の目的物を狭く限定しているのは、何らかの理由があつてのことと考えねばならなくなつてくる。この点を推量するに、それは、動産不動産をめぐる事件について「保障手続」が余りに安易に用いられて、このため虚偽の「保障」が起らるのを防ごうとしたことについたのではないであろうか。とくに、「保障」は前述のように、何ら補助者を伴なわざ売主一人の誓言によつてこれをなし得たからである。

以上、諸点について、本稿は多く推測の域を出す、問題を将来に残さざるを得ないのである。ただここでは、「保障手続」の適用例は、現占有者が売買（あるいは贈与・交換）によって取得した目的物について見るだけでも、事実上担当に限られていたようだと指摘するに止めておこう。⁽¹⁰¹⁾

十 「保障」の手続が完了すると、判決手続に基づき、被告＝買主は勝訴し、この結果原告＝第三者の主張は斥けられ、目的物は確定的に（definitiv）買主の所有に帰せしめられるに至る。これは、売主が第三者に対して、買主の権利の防禦に成功したからであり、かくして目的物は、確かに売主が「保障」に成功するまでは追奪せられる虞れはあつたものの、現実には、追奪せられずに済んだのである。いいかえれば第三者は、目的物を追奪せんとしたが、現実には、追奪者（der siegreiche Evincent）になり得ず終つた。こうして、第三者は敗訴したが、彼が目的物を

裁判期日手続で判決を得て追奪せんとしたる行為は、何ら「不遜・不法 (præsumptio)」(XVII, 1) を犯したるものではないから、彼は、目的物を事实上奪還しこれを占拠していた場合は格別、賠償金の支払いは義務づけられなかったものと思われる。いずれにせよ、第三者には「第二の手続」に訴える途は残されたものの、これでもって、「主たる手続」は終了した。」のよう、「主たる手続」において売主が「保障」に成功すれば、買主の目的物所有権は確定したのである。ということは、買主の所有権が、この後に起つるかもしれない「第一の手続」の結果如何によつて影響を被ることはなかつたのである。しかものこととは、動産・不動産を問わず、起つたものなのである。この最後の点は、通説および世良氏見解とは異なるところのものである。同時に、以上諸点は、実は、「第二の手続」の構造にかかる問題なのであり、「第二の手続」の構造の解明を俟つてはじめて、明らかとなる性格の問題なのである。こうして今や、この「第二の手続」の構造の解明に移らねばならないことになつたのであるが、その前に、「主たる手続」裁判期日手続の構造に関して、今まで述べてこなかつた次の三点を指摘しておかねばならない。

十一 第一に、売主が、裁判期日以前手続において買主に「保障」を約束したにもかかわらず、(イ) 裁判期日に出頭しないとき、あるいは(ロ) たとえ出頭するも「保障」を行なおうとせず、または「保障」を行なうも、これが法定の「保障」ではなかつたときの手続である。このうち(ロ)は、売主が裁判期日手続における「保障」の手続に敗北した場合であり、したがつて、被告は判決手続に基づき敗訴し、この結果売主には賠償義務が生ずる。第三者は、目的物の追奪 (Eviction=Entwehrung) に成功したのである。テクストが次のように述べるのは、主に、この場合のものである。「もし彼 [売主] が買主に保障をなす」と、すなわち、誓約をなすことを約束し、しかして上述の心地文言をもつて「保障を」眞実に「なし」得ず、かくして「買主・売主間に」取り決められたるもの破りたるならば、彼は、代金を返却すべく、且つ彼が保障をなすことを約束したると同種の土地または物を遅滞なく賠償すべし」(XVI, 12)。これにすれば、第一に買主は目的物の所有権を失なつた。目的物は原告 (第三者) に返還せられ、

こうして、原告は判決の結果として追奪者となつたのである。ただ、この場合手続上は買主が目的物を直接原告に返還したのでなく、売主がそれを一口買主から回収した上で、売主が原告に返還した。⁽¹²⁾ いかえれば買主が目的物を返還したのは、直接には売主に対応してであった。この点は次章で述べる如く、XVI, 11, 2 の解釈と関連するところである。第二に、今や追奪担保義務者となつた売主は目的物の代金を買主に返却すると共に、これに加えて別個に、「保障」の目的物と同等価値の不動産あるいは動産を (talem terram aut speciem quam se firmare policebat) 買主に償わねばならなかつた。これが、売主の追奪担保責任なのである。等価物をもつてする賠償については、XVI.⁽¹³⁾ が、「もし誰かが、男奴にても女奴にてもまたいかなるものにても、他人のものをその所有者の意思によらずして売りたるときは、彼は法律にしたがつてのものを〔所有者に〕返還し、且つ〔所有者に〕他の類似のものを (constimilem aliam) 賠償すべし」と述べているのが参考せらるいのである。以上に対し、右 (イ) においてはテクストに明らかでない。(イ) における売主の追奪担保責任は、(ロ) におけるとはば同様と見てよいのではなかろうか。ただし、このような法的効果 (Eviktionsfolgen) が、果して、売主の唯一回の不出頭によって直ちに生じたものかどうかは問題となるう。おそらく、売主不出頭のときは、買主は繰り返し売主に出頭を求めたことである。⁽¹⁴⁾ したがつて、右追奪担保責任が発生したのは、買主による数回に及ぶ出頭請求にもかかわらず、売主が遂に出頭しなかつたときのように思われる。

第二に、これまで、買主 (実質的には売主) の勝訴あるいは敗訴は、判定手続に基づいて宣告せられたと述べてきたのであるが、この判決手続がどのように行なわれたかは、テクストに明らかでない。そこで、判決手続について一般にブルンナーおよびフォン・シュヴィーリーンが述べるところを参考にすれば、概略次のように推測できる。勿論この問題となるのは、当事者の一方が他方の弁論を否認しない場合における判決手続である。

アハト事件 (Achtsachen) においては、判決は単純な証明判決に過ぎず、判決手続以後行なわれる証明手続の結

果にしたがって、新たに、第二の判決が終局判決として下されたのに反し、被告に対し何らかの給付行為を求めるような事件 (Bugsachen)においては、西ゲルマン人の間では、いわゆる「一枚舌判決」が下された。これは、証明判決であると同時に終局判決である。そこでは、証明問題と法律問題とが選択的に決定されたのである。すなわち、判決は例えば、『適法に宣誓をなすか、もし資あるときは、賠償するかせよ (aut legitime juret aut, si culpabilis est, componat)』⁽¹⁾ である。したがって「保障手続」の場合では、「一枚舌判決」は『保障をなすべしもなくば目的物の代金を返却し賠償をなすべし』となる。しかし厳密にいうと、元来、右のような「一枚舌判決」は狭義の「判決」ではなくて、被告に対して次の如く「誓約」をなすよう求めるものに過ぎなかつた。すなわち被告は宣誓か賠償かのいずれかをなすことを誓約せよと。判決手続史上このような原初的段階から新たな発展段階になると、判決は、判決内容についてもはや誓約を求めるものとなり、直接に、判決内容の履行を求めるものとなつたが、しかし、この新たな発展段階（これは既にメーロヴィング朝時代に起きたとせられる）となつても、被告の給付義務は、判決そのものから直接引き出されたのではなく、判決履行契約（これについては後述する）に基づき発生したのであり、実質的には、判決手続史上、原初的段階と変わりはなかつた。といふで、「一枚舌判決」は、法律問題を未決定にしたままで下されることがあつた。いわなると、判決は例えば、『宣誓をなすか法の欲するところをなすかせよ』となり、「保障手続」では、それが『保障をなすべしもなれば法律の定むる如く法の要求するところをなすべし (secundum legem et faciat iustitiam sicut legem habet)』⁽²⁾ もなるであらう。この場合も判決は、「保障」をなすか「法の要求するところをなす」かのいずれかを行はうよう売主に誓約を求めるものに過ぎなかつた。売主が原告に対してもこのような誓約を行なわなかつたとき、あるいは売主が誓約を行なうも「保障」の手続に失敗したときは、別個に新たな判決が終局判決として下され、これによつて、売主がなすべき「法の要求するところ」の内容が決定された。但し、当事者が予め「法の要求するところ」の内容について合意に達しておれば、終局判決の必要はなかつた。このよ

うに見てくれば、「二枚舌判決」は、これが法律問題を未決定のままにしているときは、アハト事件における先の証明判決と実質上変わりはなくなる。以上、「保障手続」における判決を「二枚舌判決」と見てきたが、これに対し、それを単純に「証明判決」(すなわち「保障をなすべし」の判決)と見ることもできないわけではないし、またさらに、これまで述べてきたところは、判決手続が弁論手続の後、「保障」の手続の前に起こったことを前提としてきたが、しかし、「主たる手続」における判決が「保障」の手続の後ではじめて下された可能性も全く否定してしまっわけにはいかないのである。⁽¹⁵⁾

第三に、原告（第三者）と売主との間に判決履行契約が結ばれた点である。これは、「訴訟契約」・「証明契約」と併ぶ「訴訟上の契約」のひとつであり、「保障手続」においてテクストに直接知られるのは、不動産の「保障」の場合である。ここでは、判決履行契約の締結は、「保障」の手続と同時に行なわれた。売主は、「二枚舌判決」に即応する内容の誓約（すなわち、「保謙をなす」か「目的物の返還をなし目的物の代金を返却し賠償をなす」かのいずれかを行なうの誓約）をなすと申し出ることで、そして原告がこれを受領することで、契約が成立した。⁽¹⁶⁾ この契約は、売主が原告に交附するワディウム（wadium）をもって要式行為として締結された。当時いかなる品物がワディウム（=Pfandsymbole）として用いられたかは、明らかでない⁽¹⁷⁾。また、ワディウム交附の際に交附者が何らかの財産を担保に供したのかも明らかでない。⁽¹⁸⁾ いずれにせよ、判決履行契約の申出は、次の文言、すなわち、「ござ、余【発主】は、汝【原告】の土地を他の者に与えざりしことにつき、法律を守りて汝にワディウムを与える」（XVI, 17.3）を用いて行なわれた。おおに、この「汝の土地を他の者に与えざりし」ことが、既述の如く、「保障」文言の一部をなしていいたのである。売主はこの文言を唱え、「左手でもって」ワディウムを原告に交附した。原告がこれを受領することで、ここに判決履行契約は成立した。債務者となつたのは、ワディウム交附者たる売主であった。ところで、このようなWettvertragとしての判決履行契約は、単純に、責任発生契約（ギールケ）とはい不得ず、それは、売主に判決履

行の債務、そのものを生じせしめ、のみならず同時に、判決履行債務を担保するために、売主に責任を負わしめるもの
のであった。⁽¹²⁾ こうして、判決履行契約は、「本質的には *Schuld*⁽¹³⁾ の性格を持つつても、同時にそれ自体」「債務の
責任を担保するという重層的性格」を持つたものといえるのである。⁽¹⁴⁾

さて、一般に、ワディウム授受手続 (wadiatio) はバイエルン法の諸分野にひろく知られており、右判決履行契約
は、このようなワディウム授受手続の一適用例を示し、この手続を経て締結された責任契約 (Haftungsvertrag) の一
種でもあつたのである。ところで、売主が責任を負うべき債務は、判決に次のようにあらわれていた。それは、彼が
(i) 「保障」か、(ii) 目的物の返還 (そしてこれに伴ない買主への代金の返却・等価物の賠償) (cf. XVI. 12) かのい
ずれかを履行することにあつた。これに関連しここで、ギールケが次のように述べるものを取り上げておこう。「追
奪担保人 (Gewährte)」「売主」は、彼が証明手続で敗れると、土地を返還し十二ソリドウスの賠償金を支払わねばな
らぬ」⁽¹⁵⁾。問題はここに述べられている「証明手続」である。これは、実は、本稿での「第二の手続」を指すのであ
る。すなわち、ギールケによれば、売主がワディウムの交附によつて責任を負つたのは、「第二の手続」における敗
訴判決に関してであつたのである。しかし、ワディウム授受手続による判決履行契約が、前述の如く、「保障」の手
続と併行して結ばれたという点に注意を払うとき、ワディウムの交附によつて売主が債務と責任を負つたのは、あく
までも、「主たる手続」における判決の履行に関してであつたと見なければならないであろう。この点は、「保障手
続」全体の中における「第二の手続」の位置づけの問題とも関連するところである。いずれにせよ、ワディウムを交
附した売主は、右の如く、「保障」をなすか目的物を返還 (そして買主には代金を返却し等価物を賠償) するかのいずれ
かの責務を履行することで、ワディウムの諸戻 (Einführung) を果さねばならなかつたのである。売主が債務不履行
に陥つたときは、責任契約でもあつた判決履行契約によつて、彼に責任が発生した。ワディウムの授受の要式契約
(Formalakgeschäft) によつて成立するこの責任の種類は、人的責任、物的責任に対するに財産責任 (ギールケ)⁽¹⁶⁾ で、そ

の内容は中田博士の言葉を借用すれば、ワディウム交附者（ここでは売主）所有の「総動産ノ質入レニ外ナラサル」ものであり、そしてワディウムは、ワディウム交附者の「総動産ヲ代表スル棒杖ソノ他任意ノ記号物ヨリ成ル一ノ仮社動産質」とされる。このワディウムは、ワディウム交附者が債務を履行すれば彼に返還されたが、彼が債務不履行に陥れば、債権者（ワディウム受領者、ここでは原告）によって、彼の総動産は裁判所外の差押えを被つたのである。

ところで、売主からワディウムを受領した原告は、「主たる手続」においてはさらに、それを売主の保証人 (vice-ssores=fideiussores) に授与したのである。すなわち「次いで他方の者〔原告〕はワディウムを受け取り、法律を遵守せんがために、それを、かの者〔売主〕の保証人に与えるべし」(XVI, 17, 3)。このように、ワディウム授受手続と結びついたことは、周知のことく、⁽¹²⁾ ランゴバルド法やフランク法によく知られており、わがバイエルン法にもこれをしばしば見ることができる。こうして、保証人がワディウムを原告の手より受領すること、ここに、保証(Bürgschaft)の契約が成立した。原告がワディウムを保証人に授与するときに、何かしらかの文言を唱えたか否かも分からぬ。債権者（原告）がワディウムを債務者（売主）設定の保証人に授与することは、ランゴバルド法の表現を用いれば、債権者がワディウムを債務者の手へ「保証人の手を通して返還する」(per fideiussores reddere) を意味したのであった。⁽¹³⁾ ゾームは、このランゴバルド法における保証をバイエルン法の「保証手続」における保証にも認め、ワディウムは、債務者によって債権者に「交附せられ」(gegeben)」、やむを得ずのワディウムが「債務を負いたる者 (sich Verpflichtender)」つまり保証人の手に「受領せられて」(genommen)」、かくして「同」のワディウムが、主たる債務者と彼の保証人との双方を義務づけ、⁽¹⁴⁾ いいかえれば「象徴物「ワディウム」の同一たること」は「債務者と保証人との」債務の同一たることを意味する」(una obligatio, una wadia)とする。再びランゴバルド法によれば、ワディウムを債権者に交付し、そして同時に保証人を設定する債務者は、ワディウムを「保証人によって

(23)

(24)

解く (per fidejussores libertit)」、あるいは「彼の保証人によって取り戻さんとする (vulnerit recipere)」者 (呼ばれ、いじに)、債務者が保証人を設定することでワディウムを請け戻そうとしたことがよくあらわれているのである。

「保障手続」におけるバイエルン法の保証がいかなる種類の保証であつたかは明らかでない。すなわちそれが、F・バイアレによる分類によつていえば、原初的な「差出保証」 (保証人は、債務者が不債務履行に陥つたときに債務者の身柄を債権者に引き渡すこと) を約束し、これで債権者に対する責任を果した) であつたか、それとも既に「執行保証」 (保証人は債務者は債務者の財産を差し押えて、これを債権者に引き渡す。債務者が差押え可能な財産を持たぬときは、保証人は彼の身柄を債権者に引き渡す) の段階に達していたか、さらには、この「執行保証」のもゝと発展した「執行的支払保証」 (保証人は債務者の財産を差し押えて、これを債権者に引き渡す。債務者が差押え可能な財産を持たぬときは、保証人はもはや債務者の身柄を債権者に引き渡す) というのでなく、自ら自己の財産でもつて債務者を満足させねばならなかつた。したがつて、この保証形態は、右「執行保証」の一形態で、「支払保証」の一形態ではない) であつたか、あるいは、最終的な「純粹な支払保証」 (保証人は、債務者に代わり債務者の弁済に先立つて、債権者に対し債務そのものを履行し、後日これを債務者に求償する) の段階にあつたかは、問題のままで今後に残さざるを得ない。ただ、アーヘによれば、XVI. 17. 3 の保証人は、彼が主たる債務者に代わって「ワディウムを受け取り法定の暗債金の支払いを約束す (legem faciendi) 点で主たる債務者の代理人 (Stellvertreter) ▶」させられる。ソームのいうこの保証人がいかなる段階のものかは依然分からぬが、これを推測するに右「執行的支払保証」もしくは「純粹な支払保証」段階の保証人といえないだろ (25) か。いずれにせよ、債務者 (売主) は、ワディウム授受手続に基づき保証人を設定することと、自らは初発から、債権者 (原告) に対する責任は免がれて、補償について保証人に對し責任を負うに過ぎない。この意味で、保証人の責任は、「補充的 (akzessorisch)」でなく、「第一次的 (prinzipal)」であつた。勿論、保証人の責任が債権者に對して現実的となるのは、「純粹な支払保証」は別として、債務者が債務履行遅滞に陥つた後であつた。フランク法によれば、「しかしても」 [債務者と保証人

との] 双方共が生存せしどきは、ワディウムを「債権者に」与えし者「債務者」が、「これによつて債権者に」誓約したもの (quod spopondit) 「債務」を「債権者に」支払うべし。しかしてもし、人「[II 債務者]」が支払わねば、彼「債務者」が誓約せし限りのものを、保証人が、債務者の怠慢「[II 誓約違反]」に代えて、支払う⁽¹³⁾べきとせられた。保証人がこの責任を果さないときは、次の通りである。「もし、これ「保証人が支払うこと」がなければ、彼「保証人」は、裁判所欠席のゆえに科ざるる賠償金として (pro iecto) 十五ソリドゥスを、これに加えて、彼「債務者」が「債権者に対し」誓約せしものを、賠償すべし」。では債務者が責任契約を締結した後で、保証人が死亡したときは、債務者の責任が復活したのか。これについては、再び右フランク法によれば、次のようにある。「債務者がワディウムを与えたる後に、もし保証人が死⁽¹⁴⁾せしどきは彼「債務者」は、彼「保証人」が債務者に放ちたら「[II 返還せし]」ワディウムに關して「責任から」解放される「[II ワディウムの請戻を免がれる]」。かくして、保証人の死亡のときも、債務者の責任は復活しなかつたのである。ギールケによれば、これは保証人の責任が保証人の相続人によって承継されなかつた一例とされる。いずれにせよ、これら諸点は、「保障手続」の保証人については、依然、今後の問題として残さざるを得ない問題なのである。

以上、多少長くなつたが、右三点の説明でもつて、「主たる手続」の構造の問題を終え、次に「第二の手続」の構造の問題に入りたい。

(43) *Nō res se' alodis* あるいは *terra* に付属の動産とりわけ *familia*・*mancipia* を指す *alodis* あるいは *terra* の処分に際し運命を共にしたものとされないだらうか。例えば、次の寄進文書を参照。*Lego peccator Chuniberht rem proprium mean quām genitor natus Adalperht mihi in hereditatem reliquid dono atque transfundō ad ecclesiam sancti Zenonis... dono atque transfundō ad ipsa loca sanctorum... omnia quicquid habemus in*

vico qui dicitur Paingas cum *rebus* omnibus adquisitis quicquid ibidem pertinet sub nostra potestate, hoc sunt mansos X. cum *familias* (Nr. 6, a. 752) • «ego Chuntperit preses... propriam mean alodem dedi pro remedio anime mee tam *mancipia* quam territorium cum universa utilitate ibidem pertinentia ad locum qui dicitur Piburch» (Nr. 98, a. 779). たゞ、«alodis»・«terra»・«territorium» (XVI, 17, 2) が次に述べる梗概の記述が思ひ應へない。左の如きは、*quicquid ad ipsum pertinebat locum de nostro alode vel ad dicto de nostro iure»* (Nr. 13, (a), a. 759) • «omnia pertinentia ad hunc locum de alode nostro seu adquisitione» (Nr. 13, (b), a. vor 767) • «omne in *territorium* sub nostro iure et alode pratis pascuis silvis quo ad me pertinere legibus videbatur» (Nr. 18, a. 762-4) • «*territorium* pratis pascuis silvis atque mancipiis et omnia quae pertinent ad illum locum» (Nr. 21, a. 764-7) • «tertiam portionem de *terra* vel pratis silvis et omnium quae ad me de *alode* pertinere legibus videbantur in ipso loco» (Nr. 25, a. 765-70) • «rem propriam quae in *alode* mihi patrimonio evenerat in loco Pettinpan nuncupante» (Nr. 44, a. 772) など。左の如きは *«alodis»* が、取得財産に対する主権を有するものである (Dahn, a. a O., S. 289 (Ann. 6))。

(44) ルのいふべきは、強調したのが、ヘンケル博士 (Merkel, a. a O., S. 109) の如きだ。«firmare» が動産不動産に関する語った小説 (Löning, a. a O., S. 110, Ann. 17) の如きを注ぐ。やがて Kiebler, a. a O., S. 139. つながらず、既述の如く、世良氏が、第三川原の領主に就かる訴えの性格を問題にせしむる。上の断片がナホトングの訴えであることは所有権に基づく返還請求の訴えに求める諸見解のそれそれを検討せられたのであるが、このように、「保障手続」が動産不動産双方に關係したのであれば、ハムカホーネフラングの訴えは、初発から問題とはならなくなつたのではないか。ただし、アネフラングの訴えは、「般ニ、姫品動産復の訴えがなされているか、ハヤア。」(勿論、「保障手続」を動産と不動産とで全く別個に性格いかにも可能であるが、しかし、いわゆる「保障手続」の法的性格の統一的・全体的の理解は得られなく腐れが出来り得るものである。) 但し、右の点よりみて、ナホトナーの見解は多少異なり。彼は、第三者は不動産につぶして、その不動産

に「アネファング」の所作を行なうことを以て、アネファングの訴えを提起する。これが「アネファング」の訴えは、訴訟契約や召喚と共に、既に古くから、不動産訴訟手続においてもこの開始手続の一形態として知られるべきものである。これについては、彼は、リュトブルン王勅令一四八(七三五年)をあげる(Hübner, *Der Immobiliarprozess*, S. 24—5)。ナルンナーも、右勅令に述べられていて、「おこ何ひとかが、領主の命令なしに自力で、他人の土地を、やねせねれのめらたるべしと發くべし、おふせりつきをだい」とある(Si quis ex sua auctoritate terra aliena sini publico usfauerit dicendo, quod sua debeat esse)」として、「おぬせり (Wifffa)」が土地に立てるといふことは、トネフタンの方針(Anefangsform)である。したがつて原告(第三者)は土地の返還を求め得た(裁判期日以前手続)。ルカイ (Brunner, *Deutsche Rechtsgeschichte*, II, S. 459 mit Ann. 16; Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 602 mit Ann. 19, S. 675 mit Ann. 16)。されば、*Die Gesetze der Langobarden*, übersetzt von F. Beyerle, II (Novellen), 1952, S. 84 および原註「アーノベルト部族法典附加勅令邦訳(1)」『神戸法学雑誌』一八九頁、同(七)『神戸法学雑誌』一〇九頁一四八(一)参照。しかししながら、右勅令一四八には確かに、動産における「アネファング」の所作(これについては、前掲拙稿、一〇四頁註(3)本文参照)に類似した、不動産をめぐる「アネファング」の方式が述べられているようであるが、しかし、ルカイは、この方式に基づく不動産に対する訴えが、裁判期日手続における前援用手続(すなはち、Gewährenzug の手続)を伴ないたかどりかについては、一切述べられておらず、したがつてこの点は全く明らかでないのみならず、おもや、右勅令は、第三手手続たるアネファング手続(この点については、前掲拙稿、一六〇頁註(2)など参照)とは一切かかわりはないようなのである。けだし、同勅令は、右箇所に統いて次のようになされているからである。すなはち「しかして後に、彼が、それが彼のものだといふとを証明し得ざるときは、彼は、他の土地に棒を打ち込んだ人の場合と同様に、六ソリニウスを賠償すべし(et postea non potuerit prouare quod sua sit, conponat solidos sex, quomodo qui puto in terra aliena figi)」。ルカイには、原告が証明を行なうように義務づけられていふのである。これは被告による固主援用いやより異なる手続である。

- (45) J. F. Niermeyer, *ibid* (1959/64), p. 975 (sociare) 1st, NJG XVI, 17, 1 ② «sibi sociare» s'appropriate-to engross. すなはち「sibi sociare」は、恐ろの「vindicare」(XVII, 1; XVII, 2, 1) と並んでねが「法律上攻撃」を意味するとか「物の返還を請求する」(米倉訓郎『祭統法』五六頁) むかの意味ではなく、事実上第三者が現所有者から田畠物の占有を奪おうとする觀點からいへば、未だ完全に田畠を奪うてしまはなければ「法律上攻撃」である。
- (46) (XVII, 2, 1) «Si autem suum voluerit vindicare illum agrum aut pratum vel exartum vel unde illa contentio est, taliter vindicet; si retum cum VI sacramentalibus et dicat: Ego tua opera priora non invasi contra legem nec cum VI solidis componere debeo nec exire, quia mea opera et labor prior hic est quam tuus».
- (47) ナシトバ、被奪田主が「vindicare」するに至る cf. C. G. Bruns, Das Recht des Besitzes im Mittelalter und in der Gegenwart, 1848, S. 287, 301; v. Bethmann-Hollweg, Der germanisch-romische Civilprozeß im Mittelalter, I, 1868, S. 54, Ann. 3; H. Zoepfl, a. a. O., III, S. 155 mit Ann. 4 を見よ。
- (48) 被奪田主の供給心地など、長短の理由で其の領地を奪取するに至る場合などはなかった (たゞ多くは「vindicare」せば証明行為) が、しかし、むしろ原宿が、自己の弁護に訴えて訴訟を提起するに至る (XVII, 2, 2)、ナシトバの被奪田主が成功するが、被奪田主の辯護せ法的効果も甚ぜず、原宿が勝訴した「ナシトバ」などはない。被奪田主が「ナシトバ」などなかった (XVII, 1) のが知り cf. v. Bethmann-Hollweg, a. a. O., S. 55, Ann. 5, (XVII, 2, 2)
- ◀Tunc dicat ille qui quaerit: Ego habeo testes qui hoc sciunt, quod labores de isto campo semper ego tuli nemine contradicente, exaravi, mundavi, possedi usque hodie et pater meus relinquid mihi in possessiones tua ▶
- (XVII, 2, 4) ◀Tunc ille testis iuret taliter: Quia ego hoc meis auribus audivi et oculis meis vidi, quod istius hominis priora opera fuerunt in isto agro quam tu, et labores fructuum ille tui. Post sacramentum reddat agrum. ▶ (XVII, 1) «Si quis homo pratum vel agrum vel exartum alterius contra legem malo ordine

invaserit, et dicit suum esse, propter praesumptionem cum VI solidis conponat et exeat» され Dahn, a. a.

O., S. 258 ; Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 455, Ann. 3, S. 673, Ann. 6, S. 677, Ann. 24 され

(4) 但し、後述(2) に付。

(5) cf. Merkel, a. a. O., S. 112, Ann. 8.

(6) v. Bethmann-Hollweg, a. a. O., S. 26 mit Ann. 4 ; Hübner, a. a. O., S. 35 mit Ann. 3, S. 44, Ann. 3 ;

Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 673 mit Ann. 6. 「**malo ordine invadere**」 は「**不法に侵入する**」、不動産
賃貸手続が、元来、刑法的性格を有したるが故に「**不法に侵入する**」 (Hübner, a. a. O., S. 40, 44, 109)。

(2) 「**かなわぬ、右(二)** の場合にこそ「**無能**」 崩壊の意味がある。現に本邦では「**不法に侵入する**」 田畠物 (動産
・不動産双方を含む) や「**放火不法に犯す**」たつ (malo ordine possedisti)」 に該当するが、本邦が「**未
だ所有せぬ**」 (non possedi malo ordine)」 に該当するが、本邦が「**未だ所有せぬ**」 (non possedi malo
ordine) が開始されたか、ハドあり cf. Pleusler, Institutionen des Deutschen Privatrechts, I, 1885, S. 387 ff. され
ウーネー「**法社会学**」 (註取説) 八七頁も見よ。

(3) 因みにメルケルによれば、ニイッ法は中世、原則として、**所有権** (Besitzrecht) による「**所有の担保**」 (Ge-
währschaft) による賠償を当事者に課したが、この場合は Deliktsklage (Anstieg) とするが、民事訴訟 Civil-
od. schlichte Klage のうちでは原被双方が前項を適用すべきであるべきである (Merkel, a. a. O., S. 114 (Ann. 11))。³

(4) 交換 (commutatio) によるが XVI, 8 (=C. Eur. 293) にて「**不法に侵入する**」 (commutatio, hoc est
quod cambias, talem qualem emtio habeat firmatum)】 され cf. Walter a. a. O., II, S. 214 mit Ann. 20
Dahn, a. a. O., S. 298 mit Ann. 9.

(5) 賃貸手続 cf. Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 671 (Ann. 125). され Dahn, a. a. O., S. 356 せ、**不法に侵入する**
(die Verpflichtung nur des Verkäufers, nicht auch des Schenkens), dem Käufer für sein Besitzrecht

zu haften) が、つねに 墓園 S. 354 は賃地を仰るに云。たゞ、十一表法時代のローマ法になつて、被告(現屯耕種)が田宅物を贈付(*Geschenk*) するに取扱つたと云はば、彼は前主(*frater* はわざ贈与者)を援用したか、「事件を独立して追訴」せねばならぬたる事に似る(M. Käser, Römisches Privatrecht, 9. Aufl., 1976, S. 110. 柴田光誠『ローマ私法史』111七頁)。

(28) Siegel, a. a. O., S. 260. cf. Rabel, a. a. O., S. 168 mit Ann. 5.

(29) (XVI, 13) «Si nulli modo, qui propria donaverit, ut quibusdam iniustis machinamentis sibi sociaret, quod nunquam tenuerat». たゞ、久保正輔『西洋法制史研究』111六頁註(28) によれば、

(30) ルセナルツ「マラ法史教科書」では「*ad cunctos iuris suorum* „dem Käufer gegen die Eviction [=Entwehrung] Gewähr zu leisten und ihm gegen Dritte zu vertreten” (Walter, a. a. O., II, S. 213 mit Ann. 4). たゞ、前主(auctor) は「進主の防禦(defendere)」が、陪審出庭に対する被告の進主の防禦(*defendere* XVII, 2, 1 に詳す)」

◎
S. 174, Ann. 2.)

(31) ルセナルツ「マラ法史教科書」によれば、田宅物追取の申立て(Ansprache Dritter, Drittansprüche) は、この間にやがたが、中田博士によれば、「宗主の担保は古代に於ては、丁壳主連約担保(守継担保)と相続人妨害担保(clausula heredum)と親族妨害担保(第三者妨害(追奪)担保)の四つがあり、後世は、丁口は「当然の事実として特別の担保たる価値を失ひ」(『制史論集第三卷上』七九頁)。この点に問題なし、ペイヨルンの殆どは、右の丁口なしに相應す。(々) 補進者自身、(二) やる相続人、(八) やる田宅、および(四) 第三者が、後日、寄進目的物(donatio, traditio) (Dahn, a. a. O., S. 343 (Ann. 7)) に妨害を加えるとあれば、國庫に賃領金を支払うべく命ぜられる旨の文言が挿入されているのが、余所やふるやうである。例のものを紹介すれば次の通りである。(寄進者自身、相続人および第三者につけ) «Si quis vero

dictum locum fieri in perpetuum confirmavi nullo prohibente» (Nr. 17, a. 762) が最も一般的な、少なからず寄進者の「遺記(防禦) 借保文書」(「あはねば、売買の例でこうはづけ、売主田舎者にては『筆川者』が売買の田畠物に付して異議を挙げ、賣主の占有を妨害せしめざるを担保する文書」。中田・前掲、八七頁) に類似するものといふべつ。されば、右諸寄進文書には、寄進者が右担保義務に違反し、田的物が追奪せられたるかに、寄進者が、寄進を受けた教會に致しに墳へぐる担保責任を負ぐる「弁償文書」が、いわゆる田主に傳なじもつたのである。これに加え、筆者は、未だ、龐大なハイジ・ク同教聖堂寄進文書集を精査はしないで、寄進文書に見られたる寄進者の理賛担保責任の問題は、後田に成るべく複数はるやうだ。何れ、この問題は、P. Gradel, Zur Rechtsmängelhaftung des Veräußereres nach den Freisinger Tradition, Diss. jur. Erlangen-Nürnberg (1965) が甚く考究であるが、残念ながら未だられぬ論述はない。

(5) 今更云々「既腹(firmare)」は、「贈与」(Gewähre; leisten), 「gewährleisten」(=auctoricare, auctorisare)の譯字である。Rabel, a. a. O., S. 173 (Anm. 5) によると、Löning, a. a. O., S. 110 (Anm. 18) は、「se firmare promittere» (cf. XVI, 12) す「Wahrzeitsversprechen» と翻訳している。Heusler, Die Gewere, S. 31 («firmatio»=>Gewährleistung・*feierliche Vertretung*)。また、「firmare»は、Lex Ribvaria 62 (59). 6 («Quod si venditor vel heredes sui supervixerint, ipsi testamentum werire debent aut multa incurriere») す「既腹する」(既腹する者は、遺嘱を立てなければならぬ) (testamentum werire debent)】と「werite»(Verteidigung zu führen) (Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 565 (Anm. 21)) す「既腹する者は、(Rabel, a. a. O., S. 173 mit 3; Löning, a. a. O., S. 110; Hübner, a. a. O., S. 113 mit Anm. 1 (werire=defendere); Walter, a. a. O., II, S. 213, Anm. 5)。Fr. Beyerle-R. Buchner (lrszg.), Lex Ribvaria (MGH, Legum Sectio I, Tom. IV, Pars I), 1954, p. 115, 165 (kraft Gewährschaft die Urkunden zu stätigen)。Löning, a. a. O., S. 111, Anm. 18 によると、右二点は「既腹する」(firmare et defensare)す「既腹する」(firmare)が譯名として「gewährleisten»す

（←firmare）用ひられていません。最後に、Dahn, a. a. O., S. 354 (◀firmare▶=ローマ法の<evictionem praestare>
 (=gewähren)。カーネー、前掲書、[17]頁参照)。

(61)

「ハーハー、フランク時代において、「売主の担保義務は、買主の請求に応じて法廷に於て、第三者に對して買主を防禦する」といふ其骨子」(中田、前掲、七四頁) へつれり (cf. Gierke, a. a. O., S. 85—86)。すなわち、◀firmare▶の場合も、裁判期日以前手続における「保障」の約束に基づき成立した売主の担保義務は、第一次的に、裁判期日手続で買主のために第三者に對して履行されるべき防禦義務 (Gewährschaftsschuld) であつて、未だ、「追奪の場合に於ける弁償義務」(中田、前掲、七九頁) ではなかつたのである。後者ば、「売主が防禦に敗れたる場合に於ける、第一次的補充的責任」(中田、前掲、八〇頁) に過ぎなかつた。

(62)

これまで、既述 (5) の場合にねむる、賣主の前主援用について述べてきたのであるが、これに対し、既述 (4) の場合においては果して、被告 (目的物を事実上奪回した新占有者) が、自己に権利あり主張せんために、原告 (占有を事実上奪われた元の占有者) に對して、前主を援用するかといふを全く許されなかつたのであらうか。XVII, 2, 1 によれば、被告は、既述の如く、六名の補助者と共に宣誓をなすいとを誓われたに過ぎないのであるが、これは、被告がそわいも前主援用を許されなかつた趣旨なのは明らかでない。

(63)

この問題は、売主の防禦義務の法的性格をめぐる問題にかかる。すなわち、この防禦義務が訴訟法に基因する法定の義務なのか、それとも、売買法に由来する義務なのか、売買法に由來するもしくは、それは、売買法から直接に発生する当然の義務なのか、それとも、当事者が売買に際しとくに締結した約束に基づく義務なのか、の問題である。中田博士はいの如じつて、「追奪担保義務は法定の義務なりしむ、實際に於ては当事者は売買の際特約を以て要すれば保証を爲す」とした(前掲、七三頁) (cf. R. Hubner, Grundzüge des deutschen Privatrechts, 5. Aufl., 1930, S. 578) よせられた。ギルケによれば、当事者間別段の取決めが存しないときは、売主の担保義務は「売買契約〔団体〕の法定の効果」へつて発生したが、他面、当事者の約束でもって担保義務を発生せしむるにいたゞく (Gierke, a. a. O., S. 86 mit Anm. 21)。

ルベリのギーネスに於て、出世、ジ・ベニチアは、売主の防禦義務 (Gewährleistungspflicht) の監督法ない事へ見解し、やがて該監視権の由に於ける問題を以て、やがてその結果皮を剥離したナード、剥離結果甚のハトハヘ船に於ては、未だ、売主の防禦義務は売買契約どもにて売主に対するははなかつた上から (G. Partsch, Zur Entwicklung der Rechtsmängelhaftung des Veräußerers nach mittelalterlichen südfranzösischen und spanischen Quellen, ZRG, Germ. Abt. 77, 1960, S. 104)。はる、西ヨーロッパの類似の問題へ照れて、古くはエーベルガルド H. Meyer, Zum Ursprung der Vermögenshaftung im deutschen Recht, Festschrift f. Gierke, 1911, S. 1000—1002. より、『アーベルガルド』、売主の防禦義務は、ゆいむせ、訴訟法上の防禦負担 (Schirmungslast) を離れたものにて、シナドゼ、売主は海賊の嫌疑を晴らすのが問題であった。これ、この防禦負担は、既に早期に、売買契約の中を取り入れるに於けると、实体法 (売買法) 上の防禦義務 (Schirmungspflicht) に変わつて、後代、この防禦義務が、慣習法の上では成文法どもにて、法定義務とはいふ (Mittels-Lieberich, Deutsches Privatrecht, 7. Aufl., 1976, S. 145)。ハント、売主の法定防禦義務が成立すると、売主は、裁判所に出頭し、買主のために買主の権利の防禦を示さざるが故に、由語を拒絶したる権利の防禦に失敗するが、彼に於ける追奪担保義務が課せられたのである (H. Planitz, Grundzüge des deutschen Privatrechts, 3. Aufl., 1949, S. 150)。はる、右のベルナウ、アーベルガルド、タイスニーヴィヒ (Theodor Bernau, Bernhard Thies, Schrift) の眞誠謹に譲つて、G. Gudian, Gewährschaftspflicht, in : HWB zur deutschen Rechtsgeschichte 7, 1970, Sp. 1942 によれば、シナドゼ、以上、売主の防禦義務を必ずしも説かぬ歴史的概観を指摘するに止むべく、ただ、ハイレンガの『firmare』の中より、右「訴訟法上の防禦負担」と「実体法上の防禦義務」とが併存してゐたものと思われる (右専門士の記述参照)。

(3) まだ、レ・トーリーは、先刻 *ego quod tibi donavi cum lege integra et verbis testificatione firmate volo* ➤ (XVI, 17, 1) に於ける売主の約束から、本文右述のよつて推定したのである (Hübner, Der Immobilienprozess, S. 117) が、もはや、(アーベルガルドの) 由つて推定可能なのは判然としない。すくなく、『医療を行ひておけ』の如葉もか、「医

障」を行なうかどうかは売主が任意に決めることができたと見(6)いとかつてゐるもの如くである。

(65) 後註 (98) を参照。

(66) このバイエルン法における「保障」の義務を含む、一般に、部族法典時代ないし中世のゲルマン固有法において、売主の防禦義務をその主眼としたる追奪担保責任が、とくに十二表法時代のローマ古法のそれと「いかに共通の思想に立っていた」かを強調せられたのが、袖木著『売主瑕疵担保責任の研究』八〇頁註(1)八一頁註(2)であった。ローマ法における追奪担保責任については、中田、前掲、五九頁以下、船田享二『ローマ法』第三卷、一五九頁以下、吉野悟『ローマ所有権法史論』五三頁以下、カーザー、前掲、一二六一七頁、袖木著編『注釈民法』(4)債権(5)一一七一八頁、高木多喜男「他人の物の売主の責任(2)」『神戸法学雑誌』八の四、五九九頁以下など参照。高木氏は、古代ローマ法上の追奪担保責任とゲルマン法上のそれとの「類似」を、ローマ法における追奪担保責任の内容が「usus (物の事実上の支配) の保証」、ゲルマン法におけるそれが「Gewere の保証」であったことに見る(前掲、六〇五頁)。要するに、いずれの法においても、売主に「完全な権利の供与義務」を課してはしなかった(袖木著編、前掲、一二八頁、カーザー、前掲、三三五一六、三三九頁)ところに「共通の思想」があり、これはまた、中田博士によれば、売主の防禦義務が「刑事訴訟法上の責任」であった(前掲、八三頁)ところに求められるであらう。なお、袖木教授は、「追奪担保責任の領域においては、古代諸法はいずれも軌を一にして早期の発展をとむ」た(袖木、前掲著、七九頁)とせられた(因みに、中国法では、「売買證書のうちに第三者追奪担保文書が記された」のは西暦一八四年のこととされる(〔2〕井田陸「中國賣賣法の沿革」「補訂中國法制史研究土地法取引法」三九三頁))が、同じく売主の防禦義務として、ハムラビ法典の規定(第九、一〇条)における場合は、売主が買主を防禦する本来の目的は、彼が目的物を「買主の手許にのこさせる」ためではなく、売主自身が盜人として殺されないよう、「自己の生命を全うする為め」なのである(原田慶吉『楔形文字法の研究』一三六頁)。ここには、原初の時代における売主の防禦義務の極端な刑法的性格が窺えて興味深し。

(67) cf. Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 446.

- (38) cf. Brunner, a. a. O., II, S. 366; Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 443 mit Ann. 9.

(39) ハルベスドルフの法典、「婚姻制度」開始と同様に「賛成」の約束すなれば「結婚契約」せり果て、ハルバスドルフの法典、「婚姻制度」の約束すなれば「結婚契約」せり。1120—23は数多く政教が合併してからハインリヒ同教聖堂寄進文書からの諸事例を参照の形態をもつて記載されたものである。
かく、ハルバスドルフの法典、「結婚契約」の運営を担保するための保証人が規定されたものである (cf. F. Beyerle, Das Entwicklungsproblem im germanischen Rechtsgang, I, 1915, S. 94)。ハルバスドルフの法典では「waditio」が「waditio」として用いられた事実 (後註 (40)) (註解) かく、肯定的と見えた。 (なお、寄進田地物の承認 (firmare) (後註 (38) 参照) と waditio とは、次の寄進文書の例を見よ)。 **¶ Aliud vero posterior domus dei a Starchollo qui praesens nondum fuerat, sed per manus nepoti sui Tisoni presbiteri tradidi et filiorum eius firmavit et protestatem illis et wadium dedit hanc traditionem agere et firmiter firmare quorum nomina Rimideo, Ratolt, Hiltolf (Nr. 91, a. 778). cf. Niermeyer, ibid. p. 1122 f.)** 一般に、古ケルト人監督
訴訟法やむの初期フランク時代 (メーロンガ朝期) 訴訟法の形成発展において、契約 (Gedinge) の果した役割には極めて大きなものがおる。即ち布縫 (mannito) やがたじのやうな服装 (''結婚契約'') から服装つゝあたるのなのむれ (F. Beyerle, a. a. O., S. 107)。このやうな服装ややうの変化 (すなはち、当事者の臣田の同意 (Parteivillektus) かく、即ち臣田の同意 (これに違反するやうな Bannbube の交換) が義務づけられた) に随つて契約締結の変化 (かく、訴訟法の構造やむの変遷を明らかにするやうなものがある) F. Beyerle, a. a. O. は古ケルト諸族のルーツのむすびである (cf. S. Wette im Rechtsgang) 田中俊雄『契約の法的保護』(丸一) (O頁、註「契約形態の歴史について」『民法論集』一七四頁、カハーベー、前掲書、一一五—六頁参照)

(71) ハルビラ、被却 (現出有者) が、誰か (auctor, fordro) が、その間の人の補助者をもつて、被却の義務を負わせる。

た。ハルビラの被却 (fide faciat) が、何である。《Quod si in ipsa hora, quando res intertatur, responderit, quod

fordonem suum nesciat; tunc in praesente sacramento sibi septima manu fide faciat et super XIV noctes

cum iurare studeat, quod auctorem vel casa seu postem ianuae auctoris sui nesciat et ipsam rem sine

damno reddat》 (Fr. Beyerle-R. Buchner, ibid, p. 90) である。被却が主張を行なへたのは、被却の證言が証明されない

ぬと想ねば、被却自身は原告に選擇せられなかつた (なぜ、前提錯誤)。〇五頁註 (2) 本文を参照)。

(72) ハルビラ、被却 (盗人より善意取得した現出有者) が、誰か (盗人) を祭司へ訴へるが、「誰かの黒人アドムー」無実

の證言を繰り返すからだ。《Si quis a fure nesciens comparavit, requireret accepto spatio venditorem: quem si non

potuerit invenire, probet se cum sacramento et testibus innocentem. Et quod apud eum cognoscitur, ex

mediata restituat et furem quaerere non desistat....》 (L. Vis, VII, 2, 8) ハルビラの證言を参考すれば、被却は動

機の部分の問題を繰り返す (なぜ、前提)。ハルビラの証言 (111) 参照)。

(73) ハルビラ、ハルビラ・シロウ・リーハーは、不動産をもぐる前半段の仲間立合にて、被却 (被却) が死んでしまった。

ハルビラ、被却 (現出有者・賃主) は、競争の土地は死後相続しないことを被却立派振したのであるが、結果的に死んでしまった。

⑩ (Brunner-V. Schwerin, a. a. O., S. 679 (Ann. 35))。ハルビラの被却は死んでしまった。死んでしまったが、死んでしまったが、死んでしまった。

ハルビラ Extravagantia B zur Lex Salica c. 7 の解釈によるものである。《Et si ille mortuus est, qui vendidit, debet probare quia illo die quando sibi vendidit [in sua] proprietate habebat quieto ordine, et mortuus est, et non debet ille [alios] testes dare super ipsis testes》 (H. Geffcken, Lex Salica, 1898, S. 94;

J. Fr. Behrend, Lex Salica, 2. Aufl., 1897, S. 167; J. H. Hessel, Lex Salica, 1880, col. 421). ハルビラの解釈によれば R. Hübner, Der Immobiliarprozess, S. 114 mit Ann. 2, S. 115; K. Rauch, Spurfolge und Dritthandverfahren in der fränkischen Rechtsentwicklung, ZRG, Germ. Abt.

88, 1951, S. 7 mit Ann. 14 zu sehn. dann, **トキハ・シカウラヘヨ**, **ニの罪也**, **被知が証明に成るやれど誰かに盗みの**
贋罪金は支払わねばへどもが、**しかし不動産田地はしおを返済せねばならぬ**たかひくにひこては取扱つてらる。 **ニ**
の延びてこへかへじるれば、**被知は 第一に目的物はいれを現在死上の前半から得たといふ**、**第二に、前半が被告に目的物を**
売った時点における前半は目的物を何ひとともおほせぬ (quieto ordine) **出售つておいたい** の「**此を証明し得たら**
あせんめで目的物を返済せよとある、**これに致つては、一歳の証明に失敗する**、**賠償金には處せられなきの目的物はいれを**
既知止間題中はせばだらぬための最へん規範 (Rauch, Spurfolge und Dritthandverfahren, S. 8 (Ann. 8, 9).)。
74. **マーハニヘ想ドヤ**、**既知者** (quae sitor) (XVI, 11, 2) · **ille qui querit** (XVII, 2, 2) · **ille qui quaerit**
causam suam (XIII, 2, 1) なども同様 **既知者** (quae sitor) **Interpellare** は、(逐次) **ibique surrexit**
in praesentia Reginpertus advocatus Hitonis episcopi [von Freising] et interpellavit Nidkerum episcopum
[von Augsburg] et defensorem eius Anthugi pro ecclesiam quae est constructa in loco nuncupato Chenperc
dicens ipsam supradictam ecclesiam ad Chenperc cum omnibus ibidem pertinentibus in episcopatum sancte
Marie ad Frisinga pertinere debere (Nr. 475, a, 822) もの。 したがつて、**既知者** (quae sitor) は、
マーハニヘ想ドヤ・マラタリテ・アサツ (XIII, 2; XVI, 17, 3 略)。

(72) cf. Dahn, a. a. O., S. 259 (Anm. 5, 6); Brunner-v Schwerin, a. a. O., S. 679 mit Anm. 33 (「既判せ、相続引
受人〔被相続〕に及ぶ」十種の不正な侵入 (malus ordine invasio) に付し、十種の不正な譲渡 (iniusta donatio) に付し、
「非難せ加へるべからざる〔也勿論〕」)。

(76)
ラテン語を付したる部分は、筆者の作文である。

前註 49) の本文を参照。

(78) しかしながら他面、このような土地占拠の起る場合、被占拠者（買主）については、次の如き事例が完全には排除せられ得ないことに注意。すなわち、第三者が土地に侵入しこれを占拠する（場合によつては、土地に侵入しこれを占拠する裏が

ある)とき、これに対抗して、土地の占有を奪われた(場合によつては、土地の占有を奪われる虞れがある)買主が、土地の売主を担保引受人(前主)に引き合ひに出しつつ、第三者に向かい土地の返還を求める(場合によつては、土地への侵入占拠の虞れを排除する)というが如き事例である。こうなると、買主が原告、第三者が被告となる。しかも、売主の既述「何ゆえに汝は、余が世襲の権利に基づき正当に「買主」に譲渡したる土地に侵入を企てるや」の主張は、むしろ、このような事例においてこそよく理解できるところなのかも知れない。いずれにせよ、従来の研究では、「保障手続」が現実に起こるのは目的物をめぐる当事者のいかなる情況の下においてであるかが、さほど明らかとなつてはいないのである。

piegel Landrecht, 1933, S. 128 (III 83 § 3). 久藤・石川・直庭著『キタヤハシリュークエトヘンズ』(明治書院) に記載する如く、古くから承認されたものとされる。

Mittelalter, 1879, S. 541 や記す。

(82) ふたつめの契約 (traditio) は占有引渡し (investitura) である。周知の如く、發展の初期段階においては、土地の譲渡行為として、分離せられた様な統一的行為としてあらわれており (つかし、概念的には、發展の初期段階にてこゝで、) それが他のものと相手に異なりの心して分別されねばならない。Brunner, Zur Rechtsgeschichte der römischen u. germanischen Urkunde, I, S. 273)。土地の現実的に行なわれた現実的な引渡し行為である。この引渡しには史籍では traditio と書かれた。vestitura などに類似の意味の traditio の同義語であった (Heuster, a. a. O., S. 16-7)。しかしももつた現実的な引渡し行為は特定の象徴物 (Investitursymbole) を用いて行なわれねばならぬ (Schröder-Küntberg, a. a. O., S. 305)。これが「」の象徴物は、原初的とは、元度の目的物が、土地自体か、領地取、いまだ、の如きである。これが土塊 (Erdstück) や剣 (Rasen) であつたのにちり (Brunner, a. a. O., S. 276)。土地譲渡行為が、現実の上にあつて、これが移転契約より占有引渡しと分離せられるに至つたのは、ハイドラーによれば、八世紀中頃以後やあり、この契機となつたのは、寄進行為であり (寄進行為における然狂性)。いよいよ土地の移転が、聖職者の説教途中にいる僧教に感激して、教会の祭壇の前に、即座に約束せられるに至つたのである。したがつてこの traditio は、まさに中世の現実的に行なわれずともよくなるべく、そのものでは、たゞ traditio を補完するものとして今や別個の investitura が出現つたわけである (Heusler, a. a. O., S. 17-8)。たゞ、我が「保障」の手続に窺える後述の要式行為は、未だ、發展の初期段階にあつた土地譲渡行為から現実的な引渡し行為 (traditio) へおひたるものと見ねる。

(83) J. Grimm, Deutsche Rechtsalterthümer, I, 4. Aufl., 1899, S. 160, 180.

(84) O. Gierke, Schuld u. Haftung, S. 305 (Ann. 40).

(85) cf. R. Sohm. Die fränkische Reichs- und Gerichtsverfassung, 1871, S. 138f.; E. Kaufmann, Die Erfolgs-

haftung, 1958, S. 33f.

- (87) J. Grimm, a. a. O., II, S. 87, Nr. 3 : Schmeller-Frommann, Bayerisches Wörterbuch, II, 1872-77, Sp. 646 (*tarsurotos, forsueritos* <*forsuerian, perjurare*>, Sp. 645 (ichd. schwören ; (mhd. *swern* : ich swer, ich *swuor*, gesworn ; ahd. *suarian, suerian, suerran*, ...)) ; G. Köbler, Althochdeutsch-lateinisches Wörterbuch, 1974, S. 193 (*swerran* (schwören) ; (fir) *swerran* (falsch schwören) ...*periurare*).

(88) ルセイテルローフス、London, a. a. O., S. 422 に於て、レガリティ(證題)を尋ね、彼が實体に起つた土地にて「余は、汝〔第三類=原告〕の

ナシタニヤヒテモトマムニ (quod tuum terram alteri non do)』(XVI, 17, 3)、つまりその土地は原告自身の所有物
ナシタニヤヒテモトマムニ (quod tuum terram alteri non do)』(XVI, 17, 3)、つまりその土地は原告自身の所有物

- (89) ルセイテルローフス、大方の見解に依る。タガリ Siegel, a. a. O., S. 250 ; Haiss, a. a. O., S. 103 ; Gengler, a. a. O., S. 4 ; Brunner, Zur Rechtsgeschichte, a. a. O., S. 256 ; Hühner, a. a. O., S. 116 ; Gierke, a. a. O., S. 305 (Ann. 40) ; Grimm, a. a. O., I, S. 160, II, S. 87 ; Gillis, a. a. O., S. 38 (Ann. 6) ; Dahn, a. a. O., S. 354 (ヨーロッパ史) ; Brunner-Schwerin, a. a. O., S. 679 (Ann. 33) など、ルセイテルローフス、ヨーロッパ史 (ヨーロッパ史) 著者 Rabel, Löning, Heusler, Dahn
の記述 やハウス、福井 (88) London の前掲文書の、画面、Merkel, a. a. O., S. 118 (<firmare> = <solemne Vertragsverlautharung>) ; Meyer, Entwicklung und Eigentum, a. a. O., S. 41 (<firmationseid>) に於て、
メルセデス Hais ハイゼル XVI, 17 の<firmare>が主張の「印記の儀式」(Investititur) であることを述べ、したがって、ルセイテル
ローフス、<firmare>固体は勿論、イドニア法に特有なものではあるが、ハイゼルの法に特有なものでは、<firmare>が前主に
ノロジヤ、<firmare>は用いられた証明書である (S. 105, Ann. 1)。ルセイテルローフス、メルセデス
メルセデス、<firmare>は、<firmare> eine Handlung であるとする説を支持する (Merkel, a. a. O.,
S. 118 (Ann. 17).)。右の最初の見解は、<firmare>はヨーロッパの法の儀式であると主張する。要するに、

メルケルは次の例を挙げるるのである (Merkel, *et al.*, 2003, S. 118, Ann. 16 (この辺り Ann. 17 の範囲である))。

¶ Praefatam ecclesiam in antedico loco cum rebus ipsis iam dictis praedicti traditores confirmaverunt, hoc sunt septem mancipia duos curtes...» (Nr. 223 [=Metzschelback, *Historia Fribingensis* I, 2, 124 n. 198]).

11

(90) メルケルは、引渡の「繰返し」は「純粹に偶然的なもの」であり、「外部的な事情によって惹起」されたもの」とする。換

すれば、「保謄」の行爲 (Firmationsact) は、「保謄」に先立つて行なわれていた最初の引渡し行爲 (frühere Tradition) いは成立のものとするのがある (Merkel, a. a. O., S. 118)。ダーベラ これは必ずしも帝王の最初の引渡しの際の相続人が同意をとれておるなかでたゞかと、相続人が《Firmationsact》の追認をなす場合であるにつけば (Dahn, a. a O., S. 354)。

(8) Brunier-v. Schwerin, a. a. O., S. 670 mit Ann. 122.

(8) (XVI, 14, 1) «Si mancipium fuerit et dicit : 'pater meus mihi reliquid in hereditatem' aut 'ego in propria domo enutrixi eum de propriis meis mancipientibus natum'» • (XVI, 14, 2) «Similiter de iumentis vel huiusmodi que fuerint adserere», cf. Rauch, Spurfolge und Anfangz. S. 38 mit Ann. 5.

(83) Merkel, a. a. O., S. 109—110.

(94) 大公が壳主に譲渡したこの奴隸は、罪を犯した奴隸であつた。すなわち「大公は、彼[奴隸]を、「償いをなすべき」義務ある法律上の罪のゆえに、捕え、余[壳主]に適法に譲渡したり(tradidit)」(XVI 11, 1)。普通、この奴隸譲渡は、單純に、大公の贈与を意味するものとせられてゐる(Merkel, a. a. O., S. 110; Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 670)が、これにおしここには、大公が、自己所有の奴隸の犯した罪について大公自身責を負うべき代りに、逃亡せんとする奴隸を捕えこれを被害者に委付することで責を免れ(blaße Sachhaftung)。これによつて奴隸自身が刑事責任を負うべきとされた(Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 724)。よつて場合は、全く想定され得ないだらうか。

(52) cf. London, a. a. O., S. 422.

(53) ◀Et in ipso placito, quanti fuerint, qui caballum ipsum aut <rem ipsam> aut uendiderunt aut cambiauerunt aut fortasse in solutionem dederunt, omnes intia placitum istum commoneantur, hoc est <ut> unusquisque <de> cūm negotiatoribus <suis> alter alterum admoneat▶ (MGH, Legum Sectio I, Tom. IV, Pars I, Pactus legis Salicae, hrsg. v. Eckhardt, K. A., 1962, p. 183. 翻訳は、世尊英譲訳「ユータベ・ヤコハ」『西洋法制史料選中世』十一頁による)。

(57) 前註(4)を見よ。

(58) したがへて、売主が買主に売った田的物がこれ自体売主の前主に由来するものか否か、裁判期日以前手続において、自己の前主を援用し、これがよいと、自らは「保障」の約束を免がれ、やむを得ない。買主は、おもにこの前主に「保障」を求めることがないだらうか。この場合、買主がその度に前主の居場所に赴くことをやめたが、裁判期日以前手続において前主の全質が「堂に在る」、いわゆる買主は、田的物の原始取得・相続による承継取得を主張する前主に於ける「保障」の約束を求める場合であつたる。メルケルは、これに対し、裁判期日手続において、フランク法(先の I, Sal. 47, 1)におけるように、前主全質が一堂に在る、即ち買主が、最後に原始取得・相続による承継取得を援用した前主に対し、のみ「保障」を求め(Merkel, a. a. O., S. 116 mit Ann. 13)。他の前主(これらは自らも前主を援用した)は、手続から脱落したものとする(a. a. O., S. 116)。

(59) 世良、前掲書、二三頁(メルケル断論の紹介の箇所)。

(60) したがへて、この場合すなわち自ら前主を援用した売主は、「保障」の約束を果さなかつた者といふ。後述の如く、追奪担保義務を負つた(XVI, 12)…の心配われり。

(61) もだ、の、前註が現出有者に対する賃貸した田的物(commodatum あるべし commendatum) (cf. XV, 1—6) 云々とは、「保障」を約束し得なかつたる(テクストには、例えば現行日本民法第五五九条に相当する規定は知ら

されない」とすれば、「無縫接合機」の適用範囲は狭く、「縫合機」を得ないであろう。

このことは、少なくとも動産については、売主が受託者として田的物の返還を受け、訴訟の終結に至るまでそれを保管していたから、容易に起ったことであろう（前註（81）参照）。

(2) *terra* \rightarrow species \rightarrow 〔原生〕の目的物が不動産であつたのもと並んで、あつたからに根柢をもつてなし

(104) ハーベルツの「化金原稿」と「等価物賃償」は、古代ローマ法の「担保制度」(actio auctoritatis) における債

主の売買代金二倍額 (duplicum) 返還義務 (船田、前掲書、一五九頁、カーザー、前掲書、七一、三三九頁參照) との類似性を認めつつも、古ゲルマン法に由来するものであり、バイエルン法において最も最古の法に属するものとする (Rabel, u.

a.O., S. 291 mit Ann. 1, 2). たゞ、トマホークの家畜買法にて、競争の等価物賃貸（競争の等価物賃貸）責任を
競争の法（競争法）に属するが如く（K. v. Amira, Nordgermanisches Obligationenrecht, I, 1882, S. 562 (Ann.
2).).

(105) ハオハ・ハオカヤハレザ、即 XVI, 1 の算本より C. Eur. 286 やおなご (E. v. Schwind, a. a. O., p. 43) が、實體とは範本の影響は窺えぬ (cf. E. Wohlhaepter (酒井) , a. a. O., S. 12)。II. Siems (酒井) も XVI, 1

ウルツィヒ編本を指揮し研究した E. Wohlhauster, a. a. O., S. 12, Ann. 2 „*o*“ C. Eur. 286 に譜例を示す。

1) ◀Si quis vindiderit res alienas sine voluntate domini sui aut servum aut ancillam aut qualemcumque rem, ipsam per legem reddat et consimilem aliam reddat; ◀▶

(106) レーニングはこれと同意見にある。因みに、彼は（イ）（ロ）における担保義務違反（Bruch der Gewährleite）を契約法

反むべし、しかも「代金没収」や「等価物賠償」やむ「倍額の罰金」(poena dupli) とする(Loring, a. a. O., S. 112)。

(10) cf. Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 449 (Ann. 48) (十五フランク法によれば召喚手続において、原告は最大限四回)

の召喚を必要としたという。

- (108) Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 481—5 (Brunner, a. a. O., II, S. 362—4).

(109) ト \rightarrow テ事件の詔形態として F. Beyerle, a. a. O., S. 27—30 (川澤の形態を尋ね) を論じて。

(110) (L. Alamannorum, 36, 3) \blacktriangleleft Et in primo mallo spondeat sacramentalis et fideiassores praebeat, sicut lex habet, et wadium suum donet ad ipsum comite vel ad illo centenario qui praest, ut in constituto die aut legitime iuret aut, si culpabilis est, conponat, qualiter per neglectum non evadat \triangleright (Germanenrechte, 2, II, p. 24).¹⁰

(111) 被告の給付義務が直接訴訟をもたらすものに對する (F. Beyerle, a. a. O., S. 150) ので、一般に、判決不服従者は、被告の執行手続が形成されれば即ち執行されたのである。すると、これが、トハハク古代には請求のまゝに生んでいたるかねば (Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 485 (Ann. 74, 75); Brunner, a. a. O., S. 333)。¹¹

(112) (XIII, 2) \blacktriangleleft Et postea [der vorgeladene u. vor Gericht gegenwärtige Beklagte] respondat secundum legem et faciat iustitiam, sicut legem habet \triangleright . \blacktriangleleft \blacktriangleleft iusticam facere \triangleright \blacktriangleleft \blacktriangleleft Brunner, a. a. O., S. 340.¹²

Ann. 48 : Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 453, Ann. 69 や参照。

(113) 例へば XVII, 2, 4 が未だに「領地の後」彼は土地を認めた (Post sacramentum reddit agrum) とする。されば、原告 (甲側の立場を取った側) 証人が原告の趣旨にて証言を行はざ、いわゆる原告が権利の證明に成功すればされば、原告 (甲側の立場を取った側) 証人が原告の立場にて証言を行はざ、いわゆる原告が証人が原告が証明をあせたわけであるが、いわゆる終局解決が下される。たゞかねての立場 (甲側) 前提者、川澤の真註 (七)) 。即ち、Post sacramentum reddit agrum \triangleright が、累つて本題上、證明手續後の解決手續が示してあるのかせ、この文脈だからこそ分かることである。

判決履行契約締結の發展諸形態として Beyerle, a. a. O., S. 139ff. を参照。かくや、②原被当事者が当事者自身

- に向むて契約を據據けり。⑨当事者は一方が裁判官に向むて契約締結を請求し、他方の当事者は、裁判官の手を借りて給付を受取る、⑩裁判官が直接当事者に於し契約締結を命ぜ、⑪の如般誰である。註註(2) GL AL 36, 3 せ、トマソニカレザ、右第一段階の事例やれり(S. 148, cf. Sohn, Fr. R. u. G. V., S. 173 (Ann. 137))。但し、フォン・シルヒー、一ハザリに懷疑的やれり(Brunner-v. Schwerin, a. a. O., S. 485, Ann. 75)。又ヘイヘルン法における判決履行契約の形態ヤ、二ツ並んである未だ左第一段階のものである。
- (115) Gierke, a. a. O., S. 312 (ギールケは、ヘーメンハッセ教授の著進文書にて云ふ、即ち前記(10)。
- (116) 但し、ギールケは、この点は蓋然性があるのG. U.註(1) (a. a. O., S. 313)。
- (117) H. Zoepfl, Die Euua Chamavorum, 1856, S. 50.
- (118) 前註 (88) 参照。
- (119) Gierke, a. a. O., S. 259, 313.
- (120) 前註 (3) の本文参照。又H. Brunner, Die fränkisch-romanische Urkunde als Wertpapier (1877), in: Forschungen (1894), S. 592, Ann. 3 (Wadi=Perfektionsmittel des Vertrags).
- (121) H. R. Hagemann, Fides facta und wadiatio, ZRG, G. A. 83, 1966, S. 25-6. く—ケトノビ fides facta (トウハク法)・wadiatio (トウハクニ法) (後述) (この点も要旨契約) にて云ふ、「債務契約 (Schuldvertrag) やねども債権社契約 (Haftungsgeschäft) や」。即ち「若くも云ひ、〔若振〕的に理解す。即ち「一方を拘す」、これが本質を、債務契約と債主契約の Kombination と呼んでゐる(1) (〔法字類叢〕大11の1) べれ質。
- (122) Niermeyer, ibid, p. 1121-2 云々 L. Bün. 且つも wadiatio は蓋の全觀察、即ち云ふ、其の XVI. 17, 3 云々。
- (123) I, 6, 7; II, 14, 4 : XI, 4 云々 wadium 1. *an object, which in a symbolic way binds a person or his property (the debtor)* who, in consequence of an unlawful act or a contract, has assumed obligations towards the opposite

party (the creditor) の諸例の一部分として掲載され、やがて、ハイシンク司教聖堂寄進文書集における諸例も九例掲載された。ハイウム保障手続が、この古典的領域たるハイウム法領域と併せて、ハイウルン法領域においてもこの上級法としての本位の由来づけられたが顯であつて、因みに、I. Bai. 14, 4) XVI. 17. 3 が最も古の例を紹介すれば次の通りである (この本位の範本は由来づけ)。 (I, 6, 7) «quisquis de rebus ecclesiae furtivis probatus fuerit, ad partem fisci pro fredo praebat *fideiassorem* et donet *unadium* de XL solidis et tantum solvat, quantum iudex iusserit»。

(II, 14, 4) «De omni causa quae componenda sunt, qui contra legem fecit, couponat, sicut lex habet, et donet *unodium* comiti illo de fredo, sicut lex est»。 (XI, 4) «Postquam intraverit [alienam domum] et se cognoscerebit rerum, iniuste quod intrasset, det *unodium* domino dominus; et si ille defuerit, mittat ipsum *unodium* supra liminare et non cogatur amplius solvere quam III solidos» これが川例で、罰金や賠償金の支払を約束するが、トマトマムが交附せねば、川例の如く XVI. 17. 3 の如き、ある行為の合法性、あることは裁判所に訴えて訴訟の出頭並びにトマトマムが敗訴すれば大抵が認められ、川例の如く、それが認められないと訴訟が立たない。たゞ、トマトマムが敗訴した者は罰金を負ひ、その物を取戻すといふ形で無放されたことによる気持ちに駆立てられるものである』と (マルヤン・ヤース『禮法論』) 11 (真)。

(124) Gierke, a. a. O., S. 305 (Ann. 43).

(125) Gierke, a. a. O., S. 305 (Ann. 43)。

(126) ホイヘラーゼ、ロトマム契約 (Wadiation) も、原初的には、象徴的な要式契約 (Formalcontract) ではなくて現実的な担保物貸付行為 (reelle Pfandsatzung) だねたむごい (Heuster, a. a. O., II, 1886, S. 248)。アルゴン、ルードガルト、ハイウムの諸民は、担保に供せられた、ロトマム交附者の誠実や名誉の諸民を意味したのであつた。この点は、トマトマムが次のように説くのが最もよいと思われる。「人のやうにして渡された担保物にはそれを交附した者の個性がしみ込まれてゐる。それが採取した者の財産は必ずしもその財産であつて、やがて交換した者は契約を履行し、その物を取戻すといふ形で無放されたことによる気持ちに駆立てられるものである』と (マルヤン・ヤース『禮法論』) 11 (真)。

(27) Gierke, a. a. O., S. 77f. 44f. u. 6 「人的貸出」・「物的貸出」といふては、小早川辰輔『日本担保法史(後編)』(一九七〇)、西田七眞云ふる。

(28) 中田義「無担保法」於ケル債務と代物貸出との区別。(『法的譜系(譜牒)』一九〇二年十一月八日)。

(29) Sohm, Das Recht der Eheschließung, a. a. O., S. 38 mit Ann. 32; Gierke, a. a. O., S. 284ff., 294ff.

a. a. O., S. 592ff. 43 諸説論文に「無担保法」と「有担保法」の二種類がある。Niermeyer, ibid, p. 1120—1121。

而して Ed. Roth, 350, 361 など、Liutprandi leg. 15, 36, 37, 38, 40, 128 の諸例が参照。またトマス・トマス・トマスの「仮差押訴訟の歴史的發展」(III) (新良基・西徹監修)『法的譜系』一〇四六一・九四頁註②、九六頁註③の諸例が参照。

(30) 例へば、(ア) I, 6, 7 (前註(3) 参照)。(シ) Kroeschell, a. a. O., I, S. 101—2 諸説論文(《Fideiussor Uulfleoz wadiavit omnia similia, item Uulfleoz fideiussor pro altare XL solidos, item Uulfleoz fideiussor》(Nr. 401a,

a. 818)。ギルケ「無担保法」の處で、保証人は債務者(ウルフロイド)の債務を負担する。保証人は債務者(ウルフロイド)の債務を負担する。Gierke, a. a. O., 312 mit Ann. 75)。ハーマン・ハーマンの著述(中澤文書から初期の一ノ本や紹介された次の譜つじやく)。(イ) Et spopondreunt se Engelhardus et Hrocholtus, quod hanc hereditatem amplius querere non debuissent nec

umquam hoc movere praesumerent nec Uagoneum clericum amplius inquietare et dederunt *wadium* confirmationis et *fideiussor* inde est Kisalhardus iudex et pacificaverunt eos et haec hereditas evindicata est

a. Uagone clericu et ad Helmoiuum advocatum eius(ア) (Nr. 227, a. 806)。(イ) *Evidicare*=oltenir en justice l'adjudication de la chose revendiquée, avoir gain de cause. Niermeyer, ibid, p. 384)。(ウ) *Et redditum eam per wadium suum et fideiussorem* Hagunonem dedit. Et evindicavit eam ipse advocatus(ア) (Nr. 251 a. a. 307)。

右の事は、保証人は、債務者が権利を放棄しない限り、債務者の権利を主張するが、再び債務

mit Ann. 55.
cf. Gierke, a. a. O., S. 307 (Ann. 54), S. 308

- レーカス・バュワリオールムにおける「保障手続」(↑) (若曾根)
- (21) **大の恩を修羅。** «Si quis dederit uadua, et eam recepere neglexerit, conponat, sicut in anteriori edicto legitur. Et si ille, qui ipsa uadua acceperit, redire neglexerit *per fideiassores* et apud eum remanserit, sic conponat, quomodo et ille, qui uadua sua recipere neglexerit» (Liutprandi leg. 36) (解説付註脚 (2)) 露天『法
書解説』10回の「九回真詮(修羅)
- (22) ハニハナセ。ルネド安レ。保証人がウナマヤ取引取扱のせ、〔債務を負ふた人等〕が債務者にてる。ラホーラムイタ取扱いのせ、人等、我が貴族の請託のたゞ貴族の請託の請託にてる「担保權」が債務者にてる。ラホーラムイタ取扱いのせ、Brunner, a. a. O., S. 593, Ann. 5)。
- (23) Sohm, a. a. O., S. 38, 39 (Ann. 35), 40, Ann. 35. ハヌ、主張、逼撃權、III 1 大真詮 (III 2) 総説。因心立、ハーハ
ワディアト (Hagemann, a. a. O., S. 1 mit Ann. 7) (トガニタム) Wette \blacktriangleleft der obligrende [=verpflichtende] Vertrag, der den Schuldner bindende Ver-
trag. Sohm, a. a. O., S. 35 (Ann. 23), 36)。
- (24) **大の恩を修羅。** «Si quis alteri homini uadua dederit, et antequam eam *per fideiassorem liberit*, uiolenter de
manu illius abstraxerit, cui eam dedit, conponat ei, cui ipsa uadua abstraxerit, solidos 24» (Liutprandi leg.
37). 質権立大の恩を修羅 (2) ハヌ。«Si quis alii uadua dederit, et voluerit eam *per fideiassores* suos reci-
pere» (Ib. 38) 這樣 (2) ハヌ。
- (25) Fr. Beyerle, Der Ursprung der Bürgschaft, ZRG, G. A. 47 (1927), S. 590—2. cf. Hübner, Grundzüge des
deutschen Privatrechts, S. 508—13; E. Kaufmann, Bürgschaft, in: HBW zur deutschen RG, 3 (1966), Sp. 567.
露天「ローマ法註脚」(4) 「羅法註脚」(5) 1101—1110°

- (13) Sohm, a. a. O., S. 40, Ann. 35.
- (13) 因ふゞ、**「ヤトニテナシテ」=ヤトナリハニシテ**（ハニタスルヨハナ）**ヲ**「**無行の杖**」
杖端」 **ア「杖端は杖端杖」** の「杖端の杖端人を知るべし」と（據題、詔題、ハノリ真木殿御庭）。
- (13) H. Geffcken, Lex Salica, a. a. O., S. 287 (Postquam の例). Schröder-v. Künßberg, a. a. O., S. 317 (Ann. 104).
- (13) **«Et si vivent ambo, quod sponpondit qui vuadium dedit det. Et si homo non dat, fideiussor quantum sponpondit pro neglectu debitoris det»** (Lex Salica. Extravagantia. B. VI. Geffcken, a. a. O., S. 94)
- (14) **«si non, profecto conponat XV solidos et supra quod sponpondit»** (a. a. O.) **は****ハ**、**詔題** (真木殿御庭) **ア****ム**、
詔題綱文、**十****六****真木殿御庭の本代綱文**。因ふゞ**«jectus»=Ungehorsamstrafe** (Sohm, Fr. R. u. G. V., S. 169 (Ann. 96))。
- (14) **«Postquam autem debitor vuadium dederit, liber erit, si fideiussor moritur, propter vadum quod emisit in debitorem»** (a. a. O.) **ア****ハ****真木殿御庭の本代綱文** Sohm, a. a. O., S. 40, Ann. 35, S. 44, Ann. 43; K. v. Amira, Der Stab in der germanischen Rechtssymbolik, 1909, S. 152 mit Ann. 5; Gierke, a. a. O., S. 274 mit Ann. 55, S. 286 mit Ann. 13; Schröder-v. Künßberg, a. a. O., S. 324 真木殿御庭の本代綱文。
- (14) Gierke, a. a. O., S. 296, Ann. 13.